

# 三戸地区クリーンセンター外運転管理業務

## 発 注 仕 様 書

1. 一般仕様書
2. 特記仕様書

令和6年10月

# 目次

## 1. 一般仕様書

### 第1章 一般事項

- 第1条 目的
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 業務の履行
- 第4条 業務管理
- 第5条 総括責任者等の選任
- 第6条 総括責任者の職務及び知識経験等
- 第7条 労務管理
- 第8条 教育・訓練等
- 第9条 緊急事態発生時の対応
- 第10条 秘密等の保持
- 第11条 関係法令の遵守
- 第12条 契約終了時の業務引継
- 第13条 業務履行の監視
- 第14条 損害の賠償
- 第15条 業務不履行時の処理
- 第16条 疑義

### 第2章 業務要領

- 第17条 機器管理
- 第18条 保守点検
- 第19条 安全・衛生
- 第20条 火災の防止
- 第21条 盗難の防止
- 第22条 清掃・整理整頓
- 第23条 修繕等
- 第24条 報告書等

### 第3章 管理費用範囲

- 第25条 支給・貸与物件等
- 第26条 乙の費用負担

## 2. 特記仕様書

### 第1章 一般事項

- 第1条 業務の概要
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 従事者の届出等
- 第4条 有資格者等の配置
- 第5条 保全の職務
- 第6条 従事者の交代
- 第7条 従事者の服装
- 第8条 完成図書、工具等の貸与

### 第2章 業務内容

- 第9条 業務内容
- 第10条 業務日及び勤務時間
- 第11条 負担区分

### 第3章 書類及び帳簿

- 第12条 提出書類
- 第13条 業務報告
- 第14条 作業計画等
- 第15条 業務打ち合わせ記録簿等

### 第4章 特記事項

- 第16条 業務委託料の支払方法
- 第17条 定めのない事項

# 一 般 仕 様 書

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、三戸地区環境整備事務組合（以下「当組合」という。）が設置した三戸地区クリーンセンターごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、三戸地区不燃物埋立最終処分場及びその他関連施設等（以下「施設」という。）での運転管理業務（以下「業務」という。）を安全かつ適正に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、特記仕様書に掲げる委託業務及びこれらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識して、施設の業務を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

2 受託者は、業務従事者(以下「従事者」という。)、下請業者は当組合の構成自治体内に住居を構え又は、当組合の構成自治体のいずれかから一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている者を使用すること。

(業務管理)

第4条 受託者は、機器の管理にあたっては、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な管理を行うこと。

2 施設の業務管理にあたっては、公害防止関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

(総括責任者等の選任)

第5条 受託者は、業務を適正に履行するために必要な従事者を配置し、従事者の中から、施設の円滑な業務の総括的な責任を担うため、総括責任者を選任し、当組合に通知しなければならない。

2 前項により選任された総括責任者が、病気その他の理由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに統括責任者を選任すること。

(総括責任者の職務及び知識経験等)

第6条 総括責任者の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者は、業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し当組合の指示に従い、現場の総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

(2) 総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めること。

(3) 総括責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、当組合に報告し、その指示を受けるものとする

(労務管理)

第7条 受託者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物処理法等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適切に配置し、作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 受託者は、従事者の労務管理・人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第8条 受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。

- 2 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事者に適切な指導教育を行うこと。

(緊急事態発生時の対応)

第9条 受託者は、地震、台風等の災害時及び火災等の緊急事態の発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに従事者を所定の場所に配置し適切な対応を講じるとともに、速やかに当組合に報告すること。
- 3 受託者は、緊急事態発生時の対応措置について、当組合に書面で速やかに報告すること。
- 4 受託者は、緊急事態が発生した際には、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させるなど、二次災害の防止に努めること。

(秘密等の保持)

第10条 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務の契約満了後も同様とする。

(関係法令の順守)

第11条 受託者は、業務の履行にあたっては関係法令を遵守すること。

(契約終了時の業務引継)

第12条 受託者は、契約の完了する日までのうち、当組合が必要と認める時期において、次期業務受託者等への業務の引継ぎを行わなければならない。また、当組合が指定する者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、当組合の承認を得なければならない。

(業務履行の監視)

第13条 当組合は、受託者により実施される業務状況について必要な監視を行い、施設の運転管理の方法について協議し、必要に応じて運転計画書等を現状に即した内容に改定するよう求めることができる。この場合、履行状況の監視は、施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書により行う。また、当組合は、必要に応じ、自らの負担において施設に係る調査を行うことができる。

(損害の賠償)

第14条 受託者は、業務の遂行中に故意又は過失により、当組合の建物、工作物、その他の備品等を破損又は滅失させた時、或いは、第三者へ対物、対人の損害を及ぼした場合、その損害を補償すること。

- 2 受託者は、前号に掲げる事故等が発生した場合は、速やかに当組合に報告し指示を受けること。

(業務不履行時の処理)

第15条 受託者の行う業務が、当組合の求める基準を満たしていないと認められる場合は、当組合は受託者に対して改善の指示を行うことができる。

- 2 当組合は、受託者が前項の指示に従わない時、契約の解除又は期間を定めて業務の停止を命じる事ができる。

(疑義)

第16条 受託者は、本業務の実施にあたり、仕様書に明記されていない細部の事項及び業務遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに当組合と協議を行い、問題の解決を図らなければならない。

## 第2章 業務要領

(機器管理)

第17条 業務始業時には、施設、機械設備及び重車両等の点検を行い運転の準備を行うこと。

- 2 業務終業時には、施設、機械設備及び重車両等の点検清掃を行うこと。
- 3 業務中は、随時施設内を巡回し機械設備等が正常に作動しているか確認を行うこと。
- 4 施設、機械設備及び重車両等に関して、日常の保守点検整備（異常の有無、油脂の補充、消耗部品の交換等）を行うこと。
- 5 施設、機械設備及び重車両等の異常又は故障等の問題が生じた場合は、解除作業を行うこと。
- 6 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受託者が責任をもって補充すること。

(保守点検)

第18条 受託者は、施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書に基づいて実施すること。

- 2 受託者は、予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受託者が責任をもって補充すること。

(安全・衛生)

第19条 業務の実施にあたり、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、消防法等の法律及びその他関係法規を遵守し安全、衛生に努めること。

(火災の防止)

第20条 受託者は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めること。

(盗難の防止)

第21条 受託者は、現場における設備機器、備品工具等の盗難、及び不法侵入者の防止に努めること。

(清掃・整理整頓)

第22条 受託者は、業務場所（作業員控室等含む）を適宜清掃（除草等含む）するとともに、不要な物品等は整理整頓し清潔に努めること。

(修繕等)

第23条 日常保守点検時にて発見した不良箇所や故障発生箇所を、備付工具、補修材料等を用い当組合の承諾を得て修繕すること。また、補修に必要な部材については当組合より支給する。なお、補修を行う時は、当組合と打ち合わせの上実施すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を当組合に報告し、その指示を受けなければならない。

2 業務の履行上、受託者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を当組合に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理すること。

(報告書等)

第24条 受託者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、年報、各種報告書等を作成し、日報については翌日に、各種報告書等については指定された期日までに当組合に提出すること。

### 第3章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第25条 受託者が、業務履行のため必要とする物件で、当組合が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 電気、水道、ガス
- ② 各種薬剤、燃料及び油脂類
- ③ 予備品、消耗品及び補修材料

(2) 貸与物件

- ① 構内電話設備、拡声設備

※他に電話設備が必要な際は、受託者で準備することとする。

- ② 事務備品（机・椅子・ロッカー類）
- ③ 保守点検用具・備付工具・工作用機器・草刈機
- ④ 図書類（施工図・取扱説明書・運転説明書等）

車両等（フォークリフト・ホイローダー・タイヤショベル・自走式破碎機、軽トラック等）  
その他当組合が必要と認める物

2 受託者は、貸与物件のリストを作成し、当組合に提出すること。

3 当組合は、支給物件等の使用状況について、必要に応じて受託者に報告を求めることができる。

4 受託者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的かつ経済的に使用しなければならない。

5 これらの物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、受託者の責任において補充し、若しくは現状復旧しなければならない。

(受託者の費用負担)

第26条 次の費用及び物件は、受託者の負担とする。

- (1) 従事者の給料、手当、福利厚生費等の人件費及び損害賠償責任保険費用
- (2) 従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット及び各種安全用具等の物件・物品等
- (3) 運搬用車両及び整地用車両
- (4) 運搬用車両及び整地用車両の燃料や消耗品を含むすべての経費
- (5) 業務に必要な事務用消耗品、清掃用消耗品、通信運搬費、事務用備品等
- (6) 業務に必要な外線電話、パソコン等情報機器の設備及び維持費
- (7) 当組合が支給し、貸与する物件以外のその他の業務に必要な費用
- (8) 業務の引継に必要な費用
- (9) 貸与車両の燃料

# 特記仕様書

(業務の概要)

第1条 業務の概要は次のとおりとする。

(1) 業務名

三戸地区クリーンセンター外運転管理業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

契約の内訳

準備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで（業務習熟期間）

業務期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 契約方法

令和7年度から令和9年度までの債務負担行為を設定する。

(4) 業務習熟期間（一次体制）

契約締結日から令和7年3月31日までについては業務習熟期間とし、債務の発生はないものとする。

※（注1）業務期間へ遺漏なく移行するための十分な習熟体制をとること。

(5) 対象施設

①ごみ焼却処理施設

ア 施設名称 三戸地区クリーンセンターごみ焼却処理施設

イ 所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23番地

ウ 施設規模 60 t / 16 h

エ 処理方式 准連続燃焼式焼却炉

②粗大ごみ処理施設

ア 施設名称 三戸地区クリーンセンター粗大ごみ処理施設

イ 所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23番地

ウ 施設規模 20 t / 5 h

エ 処理方式 衝撃剪断回転式

③三戸地区資源物ストックヤード

ア 施設名称 三戸地区資源物ストックヤード

イ 所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字栗木沢47

ウ 保管品目 ビン、ペットボトル、段ボール類紙等

エ 施設規模 (屋内) 180㎡×2棟 (屋外) 640㎡

④三戸地区不燃物埋立最終処分場

ア 施設名称 三戸地区不燃物埋立最終処分場

イ 所在地 青森県三戸郡田子町大字田子字釜淵平地内

ウ 埋立物 焼却灰、破碎残渣、不燃ごみ

エ 埋立期間 (第1期) 昭和60年5月～平成7年11月

(第2期) 平成7年12月～平成22年3月

(第3期) 平成22年4月～令和4年3月

オ 敷地面積 1.7ha

[埋立地設備]

カ 埋立地面積	1.34ha
キ 埋立容量	(第1期) 24,000m <sup>3</sup> (第2期) 52,000m <sup>3</sup> (第3期) 11,000m <sup>3</sup>
ク 埋立構造	準好気性衛生埋立
ケ 埋立工法	サンドイッチ工法

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 作業計画書の作成

作業計画書は、当組合が提供する過去3年間の搬入実績及び処理実績等に基づき作成すること。

(2) 次に掲げる業務の運転操作、保守点検（日常、月例等）、保全整備、測定記録、修繕報告等を行うこと。

- ①ごみ焼却処理施設 運転管理業務（別紙1）
- ②ごみ焼却処理施設 維持管理業務（別紙2）
- ③粗大ごみ処理施設 運転管理業務（別紙3）
- ④粗大ごみ処理施設 維持管理業務（別紙4）
- ⑤三戸地区不燃物埋立最終処分場 運転・維持管理業務（別紙5）

(3) 次に掲げる車両は貸与する。ただし、業務以外では使用しないこと。

- ①自走式破砕機（ガラパゴス）
- ②タイヤショベル
- ③ホイールローダー
- ④フォークリフト
- ⑤軽トラック

(4) 施設の管理

- ①施設の火災防止及び盗難防止の監視業務
- ②退出時の施錠、機械警備セット及び出入口門扉の閉鎖

(5) 施設の美観維持、清掃、整頓

- ①装置、設備、工場棟及び管理棟の各室内、廊下及び受託者が使用する部屋等の清掃
- ②物品等の整理整頓
- ③運転日誌等帳票類の整理整頓

(6) 薬剤、消耗品類、貸与物件等の管理

- ①消石灰の管理、報告（発注依頼）、受入立会
- ②灯油の管理、報告（発注依頼）、受入立会
- ③消耗品類、油脂類の管理、報告（発注依頼）、受入立会
- ④貸与物件の管理

(7) 施設稼働日数

①ごみ搬入日及び受入時間

ごみの搬入受入日は、原則として月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までは受入を行わない。（ただし、当組合が定めた臨時受入日を除く。）受入時間は、8:30～16:15とする。（ただし、臨時受入日は当組合が定めた受入時間帯とする。）

## ②休炉日について

休炉日は原則として日曜日、祝祭日及び年末年始とする。ただし、ごみの搬入量や工事等により変更することができる。

## ③その他

ごみ焼却炉の運転日及び時間は、構成町の搬入計画に基づき、受託者が作成する運営計画によるものとする。ただし、運営計画の作成及び履行の際には、関係法令等を遵守すること。

## (従事者の届出等)

第3条 受託者は、従事者となる者の氏名、年齢、資格とそれを証明する書類を提出すること。

## (有資格者等の配置)

第4条 受託者は、次の資格を有する者及び運転に必要な知識及び実務経験者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任し届けること。

- (1) クレーン運転業務特別教育修了者
- (2) 危険物取扱者（乙種第4類）
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
- (5) フォークリフト運転技能講習修了者
- (6) 安全衛生規則第592条の7に基づくダイオキシン類特別教育修了者
- (7) ごみ処理施設技術管理士
- (8) 破砕・リサイクル施設技術管理士  
(平成12年度以前にごみ処理施設技術管理士取得者を含む。)
- (9) 最終処分場技術管理士
- (10) その他業務の履行上法令で定められている資格者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

3 三戸地区環境整備事務組合条件付き一般競争入札参加資格審査申請書配置予定技術者（従事者）調書に記入した者を資格者として配置すること。ただし、やむを得ない事由により、資格者の変更が必要なときは、事前に当組合の承諾を受けること。

なお、受託者は配置予定技術者（従事者）調書に、当組合の構成自治体から一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている下請業者と協力体制を構築している場合、その下請業者の者を資格者として配置することは可とする。

## (保全の職務)

第5条 受託者は突発的に発生する故障で、部品交換及び簡易な修繕については当組合に報告の上、実施すること。

2 受託者は、当組合が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、積極的に作業中の立合いを行い、完成後の試運転等に立会うこと。

(従事者の交代)

第6条 受託者は、従事者の変更が必要なときは、事前に有資格者証の写しを添えて当組合に提出し、承諾を受けるものとする。

- 2 受託者の従事者が交代するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交代するものとする。
- 3 従事者で、当組合が不適格と認められた者については、協議のうえ交代させることができる。

(従事者の服装)

第7条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により従事者であることを明らかにすること。

- 2 従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防塵マスク、名札、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

(完成図書、工具等の貸与)

第8条 受託者は、業務履行上必要と認めた完成図書、特殊工具、及び刈り払い機その他貸与品については台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 貸与品を損傷、または紛失した場合には、当組合がこれを弁償する。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第9条 業務内容については、次のとおりとする。

### (1) 適用範囲

本業務内容は、一般的なものについて定めるものであり、本業務内容に明記なき事項であっても、施設の良い業務を維持するために、必要な事項について協議のうえ必要な措置を講じること。

### (2) 管理

業務において、責任者等を選出し、あらゆる状態において当組合に報告の上、対処すること。また、業務に関する従事者の管理監督については、受託者がすべての責任を負うものとする。

### (3) 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。

### (4) 作業計画

業務に関する作業を行うに当たっては、年間、月間及び週間作業計画を立案し、当組合の承諾を受けるものとする。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を当組合と十分に協議して決定するものとする。

### (5) 施設の業務に関する作業

作業計画書、機器取扱説明書及び操作説明書等に基づき、各種施設の作業を実施すること。

(業務日及び勤務時間)

第10条 業務日及び勤務時間については次のとおりとする。

(1) 業務日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び12月29日から翌年1月3日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）に掲げる日以外の日とする。ただし、業務日以外で臨時に搬入受入などがあり業務を行う必要がある場合は、協議すること。

(2) 勤務時間

業務内容に応じ受託者が勤務割を作成し、当組合に提出するものとする。

(3) 時間外勤務

受託者は、定期補修工事時（片炉停止期間3週間、計6週間）や時期的ごみ搬入量増加時期（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等）に合わせて時間外勤務等を実施し、ごみ搬入に支障の無い状態を保つこと。（計550時間）

(4) 業務時間以外、災害、停電の緊急出動

停電、災害等（組合災害時対応マニュアルによる）又は、業務時間以外で施設の異常を知らせる連絡があったときは直ちに出勤し、その被害状況を速やかに当組合に報告すること。軽微な施設の異常、停電等については、速やかに復旧作業に努めること。

(5) 地震時の緊急出動

業務日以外及び業務時間以外に震度4以上の地震が発生したとき（組合災害時対応マニュアルによる）は、速やかに出勤し二次災害のおそれがないことを確認のうえ施設の被害状況を確認し、当組合に報告すること。

(負担区分)

第11条 業務に関する負担区分は、次のとおりとする。

(1) 当組合が負担するものは、次のとおりとする。

- ①予備品及び機器用消耗部品
- ②修繕費（当組合の故意または過失による故障を除く）
- ③貸与車両の維持費（燃料費は除く）
- ④電気、水道、ガス料金

(2) 受託者が負担するものは、次のとおりとする。

- ①受託者が専ら使用する什器、事務用備品、事務機、電話機、事務用消耗品
- ②各種業務（別紙1～5に掲げる点検整備業務の費用）
- ③業務履行に必要な安全対策用具類
- ④記録等に必要な所定の用紙類
- ⑤貸与車両用燃料、エンジンオイル等の日常的に管理するもの
- ⑥使用する暖房機器及び燃料
- ⑦点検整備及び小修理に必要な工具類、測定器具類
- ⑧その他業務遂行に必要なもの

### 第3章 書類及び帳簿

#### (提出書類)

第12条 受託者は、業務の着手までに、次の書類を当組合に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務総括責任者選任届
- (3) 業務従事者名簿
- (4) 資格取得者名簿
- (5) 業務実施体制表
- (6) 緊急連絡体制表
- (7) 作業員控室等使用願
- (8) 車両等の賃貸借契約書
- (9) その他、当組合が要求する書類

2 受託者は、事前に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、当組合に変更届出書等を提出すること。

3 緊急又は特別な事項で第1項第3号の従事者名簿以外の者が従事する場合は、事前に届け出ること。

4 契約期間が満了したときは、速やかに完了届を提出しなければならない

#### (業務報告)

第13条 受託者は、業務実績を明らかにするため、業務日報により毎日報告しなければならない。また、月間管理実績、点検整備、小修理、支給品使用状況、故障事故等の各報告及び当組合が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

#### (作業計画等)

第14条 受託者は、毎月末までに翌月の作業計画、機器の整備点検計画（以下「作業計画という。）を立て、当組合と協議しなければならない。

2 機器の作業計画は、当組合が定める機器の整備点検基準に準拠しなければならない。

3 協議し決定した作業計画に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

#### (業務打ち合わせ記録簿等)

第15条 受託者は、業務遂行上の打ち合わせ及び指示事項並びに必要な連絡事項については、業務打ち合わせ記録簿にその要旨、年月日、時刻、出席者及び指示者並びに記載者の氏名を記載しておかなければならない。

## 第4章 特記事項

(業務委託料の支払方法)

第16条 業務委託料の支払いについては、契約金額を3ヶ年で除した年額（以下「年額」という。）を12ヶ月で除した金額（以下「月額」という。）を支払ものとする。

2 月額に端数が出た場合は、その年度内の最終月の業務委託料で調整の上、支払うものとする。

3 受託者は、業務月報を当組合に提出し、月額の業務委託料の請求書の受理後30日以内に当組合は業務委託料を支払うものとする。

(定めのない事項)

第17条 この仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めがない事項が発生した時は、協議の上定めるものとする。

## ごみ焼却処理施設運転管理業務

### 1 業務内容

- (1) 焼却施設の運転管理
- (2) 計量・受入監視業務
- (3) 焼却灰（主灰）及びばいじん（飛灰）の運搬
- (4) 可燃粗大ごみの破碎及び破碎物の運搬
- (5) 三戸地区クリーンセンター場内の除雪
- (6) 炉内等清掃業務
- (7) バグフィルター、有害ガス除去装置の清掃及び点検
- (8) 施設清掃業務
- (9) 浄化槽管理業務

### 2 運転管理する施設概要

(1) 施設名 三戸地区クリーンセンターごみ焼却処理施設

(2) 施設概要

施設規模	30 t / 16 h × 2 炉 計60 t / 日
処理方式	ストーカ炉
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	水噴射式
排ガス処理設備	有害ガス除去装置+バグフィルター
排水処理設備	場内循環使用無放流方式
余熱利用設備	場内給湯及び暖房
通風設備	平衡通風方式
焼却灰搬出設備	焼却灰：ピット&クレーン方式
飛灰搬出設備	フレキシブルコンテナバッグ保管方式

(3) 運転条件及び公害防止基準

ア 年間焼却ごみ量：約 10,000 トン

イ ごみの種類

- ① 収集可燃ごみ
- ② 自己搬入可燃ごみ
- ③ 粗大破碎ごみ（選別可燃ごみ）

ウ ごみの組成

① 3成分

	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	63	48	35
可燃分 (%)	28	42	55
灰分 (%)	9	10	10
低位発熱量(kj/kg)	4,521	7,958	11,302

② 可燃分中の元素組成（基準ごみ、重量%）

元素名	炭素	水素	窒素	酸素	硫黄	塩素
重量 (%)	49.73	7.70	1.05	40.77	0.25	0.50

## エ 焼却条件

①炉内温度（燃烧室出口温度）	800℃以上 950℃以下
②煙突出口一酸化炭素濃度	100ppm以下（酸素12%換算値の1時間平均値） 50ppm以下（酸素12%換算値の4時間平均値）
③バグフィルタ入口温度	200℃未満
④焼却残渣熱灼減量	5%以下（600℃ 3時間）

## オ 公害防止基準（排出ガス基準）

①ばいじん濃度	0.05g/m <sup>3</sup> N以下（酸素12%換算）
②塩化水素濃度	200ppm以下（酸素12%換算）
③硫黄酸化物	100ppm以下（酸素12%換算）
④窒素酸化物	200ppm以下（酸素12%換算）
⑤ダイオキシン類	3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下（酸素12%換算）
⑥全水銀	50μg/Nm

## 3 保全の職務

保全整備班長及び保全員（以下「保全整備担当者」という。）は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、当組合が行う整備計画書作成のための資料として整理すること。

- （1）保全整備担当者は、当組合が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、打合せ等に出席し、また、積極的に作業中の立会いを行い、完成後の試運転に立会うこと。
- （2）保全整備担当者は、運転引継打合せ等に出席し、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応を行うこと。
- （3）保全整備担当者は、法定点検など、施設運営に必要不可欠な事項及び整備計画の実施に関する記録、整理をすること。
- （4）保全整備担当者は、整備計画書に含まれない機器整備について、状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行い、定期的な保全整備を実施すること。
- （5）保全整備担当者は、突発的な故障が発生した場合は、部品交換及び軽易な修繕を実施すること。
- （6）保全整備担当者は、休炉期間における炉及び関連機器の保守は、休炉作業計画書を作成し、当組合の承諾を受け実施すること。

## 4 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- （1）酸素欠乏及び有ガス発生場所における作業
- （2）薬剤等の取扱作業
- （3）高所作業
- （4）電気作業
- （5）高温、高圧作業
- （6）粉塵等の発生場所における作業
- （7）回転機械の取扱い作業

## 5 焼却施設の運転管理の業務内容は次のとおりとする。

- （1）施設の運転に関する作業
  - ア 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種設備の運転操作
  - イ 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転
  - ウ 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験

(2) 業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は次のとおりとする。

ア 機器、装置、操作盤及び装置廻り、床、各水槽（当組合が指定したものを除く。）、排水溝等の清掃

イ プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業

ウ 日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。

(ア) 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認

(イ) 各種クレーンバケットの点検

(ウ) 消石灰噴霧口の点検

エ 保全整備の内容は次のとおりとする。

(ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく施設の保全整備

(イ) 各種コンベヤの張り調整及び軽微な故障への対応

(ウ) 薬剤、その他消耗品類の管理及び報告（発注依頼）

(エ) 当組合が行う修繕工事等の立会

オ 電気保安の内容は次のとおりとする。

(ア) 停電及び電気事故に対する対応

(イ) 電気年次点検における立会

カ 薬剤及び消耗品類等の在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう当組合と連絡を密に取ること。

キ 異常時の適切な処置と当組合への連絡

ク 当組合に提出する書類等は次のとおりとする。

(ア) 運転日報

(イ) 整備報告書

(ウ) 事故・故障報告書

(エ) 点検表

① 日常巡視点検表

② ごみクレーン点検表

③ 灰クレーン点検表

(オ) 月例報告書

① 運転月報

② 運転業務作業予定表

③ 運転業務作業実績表

ケ 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理

コ その他当組合が指示する事項

## 6 計量・受入監視業務

### (1) 業務内容

ア 受付管理及び計量（直接ごみ搬入者への搬入物に係る内容確認、管理）

イ ごみ量等の集計、直接搬入者への適切な案内・指示

ウ ごみ処理手数料の代理徴収

エ 搬入者への受入監視、誘導等業務

オ 切断機による不燃粗大ごみ切断作業

カ 使用済み小型家電機器等選別保管作業（当組合が指定するG1～G4の仕分け）

キ 使用済み乾電池保管作業及び当組合が委託するトラックへの積み込み作業

※トラックへの積み込みは、フォークリフトにて行い、年2回程度

ク 粗大ごみの分別、災害ごみ等の破砕・解体作業

ケ クリーンセンター外周及び資源物選別保管施設の外周の草刈

コ プラットホーム内において緊急な事態が発生した場合の処置対応業務

- サ プラットホーム内の資源物（古紙類等）を当組合が所有する資源物ストックヤードまで運搬する。基本的に日にちの時間指定はしないものとする。
- シ スtockヤードで発生するごみを資源物の搬入に支障がないよう調整し、運搬すること。
- ス 当組合が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。
- セ その他施設運営に必要な業務

(2) ごみ処理手数料の納付方法

- ア 三戸地区環境整備事務組合手数料条例第2条第1項第1号に定めるごみ処理手数料を同条例第4条第1項第1号に定めにより代理徴収するものとする。
- イ 前項で代理徴収したごみ処理手数料金は、徴収した翌月10日までに受託者の負担により当組合の指定した銀行口座に振込むものとする。納入に係る手数料は乙の負担とする。

(3) 報告書

受託者は、業務実績を明らかにするため、業務日報（搬入受入日報、トラックスケール日報、計量記録日報、納付書）により毎日報告しなければならない。また、月間管理実績、点検整備、小修理、支給品使用状況、故障事故等の各報告及び当組合が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

(4) 支給品

計量に係る検量書、納付書領収書は当組合が支給する。

(5) その他

この受入監視業務内容に明記のない事項でも一般仕様書、特記仕様書及び他の業務内容書に定めのあるものについては、それを適応する。

7 焼却灰（主灰）やばいじん（飛灰）の運搬に関する業務内容は次のとおりとする。

(1) リサイクル用焼却灰（主灰）の運搬作業

- ア 受託者が用意する運搬車両により、焼却灰（主灰）を当組合が指示する場所へ運搬する。運搬にあたっては、天蓋等により飛散防止対策を行うこと。
- イ 期間中の運搬数量は、600トン／年程度。
- ウ 荷下ろしの際は、受入先の指示に従うこと。

(2) リサイクル用ばいじん（飛灰）の運搬作業及び飛灰運搬車両（11tトラック）への積み込み

- ア 運搬車両等により、1 m<sup>3</sup>フレコンバックに詰められたばいじん（飛灰）を飛灰一時保管施設まで運搬する。
- イ ばいじん（飛灰）を当組合が指示する車両（11t平ボディトラック）へフォークリフトにて積み込むこと。1台あたり18袋を積載可能で、清掃等を含め2時間程度の作業時間を見込むこと。
- ウ 期間中の発生数量は、300トン／年程度。
- エ 受託者は、当組合と協議し運搬予定日を調整決定すること。
- オ 飛灰固形化処理施設及び飛灰一時保管庫の清掃を適宜行うこと。

8 可燃粗大ごみの破碎及び運搬に関する業務内容は次のとおりとする。

(1) 可燃粗大ごみの破碎作業

当組合が貸与する自走式破碎機、タイヤショベルにより、粗大ごみ一時保管施設で保管している可燃性粗大ごみを破碎し、破碎物は再度粗大ごみ一時保管施設で保管する。

(2) 破碎物運搬作業

当組合が貸与するタイヤショベルと受託者が用意する運搬車両により、粗大ごみ一時保管施設で保管している可燃性粗大ごみ破碎物を焼却施設ごみピットへ運搬する。運搬量については、焼却施設の運転状況で判断するものとし、運搬にあたっては、天蓋等により飛散防止対策を行うこと。

9 三戸地区クリーンセンター除雪業務に関する業務内容は次のとおりとする。

クリーンセンター敷地内の除雪作業は、当組合が貸与するタイヤショベル及びホイールローダーを用いて行う。除雪作業にあたっては、ごみの搬入に支障をきたすことのないよう除雪を行うこと。  
 ※最終処分場の除雪も行うこと。詳細は、別紙8「三戸地区不燃物埋立最終処分場管理業務」を参照すること。

10 炉内等清掃業務

- (1) 下記に掲げる実施箇所（1号炉・2号炉）の炉内等清掃を行うこと。
- (2) ダイオキシンばく露防止対策レベル3以上の保護具を着用すること。
- (3) 実施箇所に不具合、異常、故障等が無い目視点検すること。
  - ◆軽微な焼損箇所、膨張綿、脱落したレンガ・キャスター等の箇所は補修すること。
  - ※補修材は、当組合の支給
  - ◆目視点検の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに当組合に報告すること。
- (4) エアーピック・スコップ・竹ホウキ・庭ホウキ・チリトリ・バケツ・バール・足場等は、受託者の負担とする。
- (5) 専用ノズル・敷き板・工具・グリスガン・グリスニップル・パイプ棒は当組合が貸与するが、不足する分は受託者の負担で供給すること
- (6) 粉塵の飛散防止・安全対策は徹底すること。
- (7) 作業の際は、知識を有する作業指揮者を選任すること。

実施箇所		方法等	頻度
①	炉下シュート (乾燥段・燃焼段)	◆固着物・堆積物をエアーピック等で落とす。 ◇灰塊・金属類等はバケツ等に取り、シュート外に出して灰出コンベヤ内に捨てる。 ◇清掃後はグレーチング通路のエアーブロー、1階への階段(2ヶ所)の掃き掃除、地下室の床を掃き掃除して散水、水きりをする。	2ヶ月 1回
	ストーカ下滑車 グリスアップ	◆キャップを外し、グリスアップをしてキャップを取り付ける。	
②	炉内	◆クリンカやストーカ上の堆積物をスコップ・竹ホウキ等で後燃段に落とす。 ◇クリンカ・金属類は炉外に出して灰ピットに捨てる。	月1回
		◆焼損・脱落したファインブランケットを詰め直す。 ◆焼損した火格子・サイド火格子の交換。	
③	ガス冷却室	◆足場組をして、内部のコンベヤ上に敷き板を敷き、ダスト・ダスト塊を除去する。 ◇全量バケツ等に取り、ガス冷却室外に出して灰ピットに捨てる。	6ヶ月 1回
④	燃焼用AH下部	◆パイプ棒でAH管間のダストを払い落とす。	月1回
	ガス冷却室下部	◆内部のコンベヤ上に敷き板を敷き、ダスト・ダスト塊を落とす。 ◇全量バケツ等に取り、ガス冷却室外に出して灰ピットに捨てる。	
	NO1ガス冷下コンベヤ	◆コンベヤシュートのダスト・ダスト塊を除去する。 ◇全量バケツ等に取り、灰ピットに捨てる。	

実施箇所		方法等	頻度
⑤	給じん装置シュート	◆固着物・堆積物をエアピック等で落とし、金網上のごみを除去して再設置する。※金網は清掃して再使用する。 ◇全量バケツ等に取り、シュート外に出してごみピットに捨てる。	月1回
⑥	上煙道	◆煉瓦積をはずして、煙道に堆積したダスト・ダスト塊をスコップ・ホウキで炉室側に落とす。 ◇煉瓦積を取り付ける。 (隙間をファインブランケットで埋める。)	2ヶ月 1回
⑦	燃焼用AH 6階～3階	◆内壁と配管に付着しているダストを専用ノズルでエアブローして吹き飛ばす。	月1回
⑧	減温用AH上部	◆内壁と配管内側に付着しているダストを専用ノズルでエアブローして吹き飛ばし、貫通させる。	月1回
⑨	減温用AH下部	◆内壁と配管内側に付着しているダストを専用ノズルでエアブローして吹き飛ばし、貫通させる。	月1回
	消石灰吹込みノズル	◆煙道内の消石灰配管の内側に付着した塊をバール等で除去し、煙道に落とす。	
	バグフィルター入口煙道	◆内壁に付着しているダストとダスト溜まりをエアブローして吹き飛ばす。	
⑩	1階床、2階への階段	◆1階床、2階への階段を掃き掃除し、モップで水拭きする。	月1回
⑪	飛灰固化処理棟	◆設備や構造物(グレーチングなど)に付着した固着物・堆積物を取り除く。 ◇灰塊類は、フレコンバッグに貯留し、保管する。 ◆集じん機や集じん灰処理設備制御盤(P-101)内に堆積している灰やほこりの取り出しや清掃。盤内においては、第二種電気工事士などの有資格者が行うこととし、無電圧であることを確実に確認すること。充電部付近は、適正な感電防止対策を施すこと。	3ヶ月 1回

## 11 バグフィルター、有害ガス除去装置清掃及び点検業務

### (1) バグフィルター清掃及び点検業務

#### ア 清掃

①ろ布の付着ダスト払い落とし

②ホッパ内堆積ダスト除去

(ダストは、ダスト搬送コンベヤ盤(P-100)のNo.3、2、1を運転して、BF現場盤ロータリーバルブ運転で灰固化設備へ移送される。)

#### イ 点検整備(※動作確認含む)

①本体

②天井マンホールパッキン

③ホッパ下部マンホールパッキン

※④逆洗装置、制御盤各端子・電磁弁・ホース・ダイヤフラム弁

⑤加温配管

※⑥加温入口ダンパー、コントロールモーター

※⑦加温出口ダンパー、コントロールモーター

※⑧保温ファン

- ※⑨加温ヒーター
- ※⑩ホッパ用ヒーター
- ※⑪スクリーコンベヤ
- ※⑫ロータリーバルブ
- ※⑬入口ダンパー・出口ダンパー、エアーシリンダー
- ※⑭バイパス入口・バイパス出口ダンパー、エアーシリンダー
- ⑮各圧力計
- ⑯制御盤等の各絶縁抵抗値測定

(2) 有害ガス除去装置点検業務

ア 点検業務 (※動作確認含む)

- ①消石灰サイロ本体
- ②消石灰サイロ本体のバグフィルターろ布
- ※③エアレーション装置
- ※④スライドゲート
- ※⑤ブロワー
- ※⑥攪拌装置
- ※⑦切り出し装置
- ⑧制御盤等の各絶縁抵抗値測定

12 施設清掃業務

(1) 作業方法

ア 床(長尺ビニルシート)ワックス掛清掃 ※一部剥離ワックス清掃

- ①掃除機、ホウキ等で掃き掃除後、水拭き乾燥させる。
- ②硬質性樹脂ワックスを塗布する。

イ 窓拭き

- ①洗剤を使用して汚れを落とし、空拭きする。

ウ 貯水槽清掃

- ①貯水槽清掃(3 m<sup>3</sup>)
- ②水質検査(飲料水検査項目)

エ 風呂場の清掃

- ①壁面、床面、換気扇の清掃

※ 清掃面積は、「別紙1及び別紙2実施場所及び面積」参照

(2) 業務内容及び実施日

ア 清掃(1回目、実施予定時期:8月頃)

ワックス掛清掃(1回目実施場所)、窓ふき清掃、風呂場清掃、貯水槽清掃及び水質検査

イ 清掃(2回目、実施予定時期:2月頃)

ワックス掛清掃(2回目実施場所)、窓ふき清掃

※ 実施場所の詳細については、次頁の「実施場所及び面積」参照。

※ 実施日については、基本的に日曜日または祝日とし、詳細日時は当組合職員と協議のうえ、決定する。

### 13 浄化槽管理業務

ア 定期的な保守点検清掃を実施することにより浄化槽の性能を維持し、施設の衛生管理を図ること。

#### イ 実施内容

(ア) 分離接触曝気方式20人槽の保守点検及び汲み取り清掃

(イ) 保守点検、年6回実施（実施予定月：5月、7月、9月、11月、1月、3月）

(ウ) 汲み取り清掃、年1回実施（実施予定月：11月）

#### ウ 検査

(1) 検査は、組合の担当職員が行うものとし、検査に合格しなかったときは、受託者の責任において修正するものとする。

(2) 検査の方法については、組合と受託者が協議の上定める。

14 本業務の目的達成及び施設の機能（性能）発揮のため、仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる業務については、記載の有無にかかわらず受託者の責任において全て行うものとする。

### 15 施設の管理

(1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。

(2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。

(3) 退所時には機械警備を開始し、玄関に施錠すること。また、構内入口にロープを張ること。

(4) 施設の巡視を行い、公害防止に努めること。

(5) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

16 運転等は次のとおり行うものとする。

(1) 施設の運転等は、当組合の指定する日を除き原則16時間とする。

(2) 当組合により施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

(3) 両炉停止時においても運転管理が必要な設備もあり、適切な運転管理をすること。

### 17 連絡調整等

三戸地区クリーンセンターは老朽化が著しく、今後大規模な改修工事が行われる予定であり、定例的に保守点検業務を委託している設備もあるので、受託者は、業務を安全かつ適正で効率的に履行するため、月1回以上の合同会議を開催する。

ワックス掛け 場所及び面積

A. 床（長尺ビニルシート）ワックス掛け清掃 1回目実施場所			
実施場所	規格（m）	面積（m <sup>2</sup> ）	備考
ア 管理棟1階 事務所 廊下・玄関ホール 作業員控室 更衣室・湯沸室・洗濯場 階段・踊り場			
	9.50 × 5.10	48.45	
	4.80 × 1.50	7.20	
	5.90 × 1.20	7.08	
	3.70 × 3.10	11.47	
	5.30 × 4.70	24.91	
	1.90 × 1.75	3.32	
	2.20 × 1.20	2.64	
	3.00 × 1.70	5.10	
	1.35 × 0.28 (16段)	6.04	
2.85 × 1.56	4.44		
イ 管理棟2階 研修室 トイレ 廊下・湯沸室 渡り廊下			
	10.10 × 5.10	51.51	
	3.00 × 2.00	6.00	
	3.30 × 1.30	4.29	
	9.50 × 1.50	14.25	
	7.50 × 1.40	10.50	
6.30 × 1.50	9.45		
ウ 工場棟 見学者通路・渡廊下 中央制御室 作業員控室 連絡廊下			
	21.70 × 1.95	42.31	
	6.30 × 1.50	9.45	
	9.40 × 6.65	62.51	
	3.30 × 1.65	5.44	
	6.00 × 5.90	35.40	
	4.50 × 4.10	18.45	
	1.60 × 0.65	1.04	
1.60 × 0.85	1.36		
11.70 × 1.40	16.38		
エ 粗大施設 廊下 中央操作室			
	4.50 × 4.20	18.90	
	7.20 × 4.20	30.24	
	小 計 (1)	458.13	
合 計	ワックス掛け清掃 458.13 (m <sup>2</sup> )		

## ワックス掛け 場所及び面積

B. 床（長尺ビニルシート）ワックス掛け清掃 2回目実施場所			
実施場所	規格（m）	面積（m <sup>2</sup> ）	備考
ア 管理棟 1階 事務所	9.50 × 5.10	48.45	
	4.80 × 1.50	7.20	
	5.90 × 1.20	7.08	
廊下・玄関ホール	3.70 × 3.10	11.47	
	1.90 × 1.75	3.32	
	2.20 × 1.20	2.64	
更衣室・湯沸室・洗濯場	3.00 × 1.70	5.10	
	1.35 × 0.28 (16段)	6.04	
	2.85 × 1.56	4.44	
階段・踊り場			
イ 管理棟 2階	3.30 × 1.30	4.29	
	9.50 × 1.50	14.25	
	7.50 × 1.40	10.50	
渡り廊下	6.30 × 1.50	9.45	
ウ 工場棟 見学者通路・渡廊下	21.70 × 1.95	42.31	
	6.30 × 1.50	9.45	
	9.40 × 6.65	62.51	
中央制御室	3.30 × 1.65	5.44	
	4.50 × 4.10	18.45	
	1.60 × 0.65	1.04	
連絡廊下	1.60 × 0.85	1.36	
	11.70 × 1.40	16.38	
エ 粗大施設 廊下 中央操作室	4.50 × 4.20	18.90	
	7.20 × 4.20	30.24	
	小 計 (1)	340.31	
合 計	ワックス掛け清掃 340.31 (m <sup>2</sup> )		

窓拭き 実施場所及び面積

窓拭き年2回

実施場所

		規格 (m)			単位 (㎡)	
ア	管理棟1階					
	風除室	7.62	×	2.55	19.43	
	玄関	2.92	×	2.55	7.44	
	受付窓	1.5	×	1.43	2.14	
	事務所	0.88	×	0.8	× 2	1.4
		1.89	×	0.66	× 10	12.47
		0.56	×	0.51		0.28
イ	管理棟2階					
	階段室	2.8	×	1.21	3.38	
	会議室	1.38	×	0.66	× 16	14.57
	研修室	1.38	×	0.66	× 16	14.57
	渡り廊下	0.89	×	0.78	× 4	2.77
ウ	工場棟2階					
	見学者通路	0.89	×	0.78	× 8	5.55
	中央制御室	1.7	×	2.86	× 4	19.44
		小 計 (3)			103.44	
年間窓拭き合計 103.44 × 2 = 206.88 (m <sup>2</sup> )						

## ごみ焼却処理施設維持管理業務

### 1 業務内容

ごみ焼却施設が運転稼働できるように、下記の維持管理業務の内容を実施すること。

- (1) 煙突点検業務（別紙2-1）
- (2) 各クレーン保守点検整備業務（別紙2-2）
- (3) 排ガス分析計等点検整備業務（別紙2-3）
- (4) 地下タンク点検業務（別紙2-4）
- (5) プラント受水槽外清掃業務（別紙2-5）
- (6) 除鉄・除マンガンろ過装置点検業務（別紙2-6）
- (7) 油圧ユニット点検整備業務（別紙2-7）

### 2 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- (1) 酸素欠乏及び有ガス発生場所における作業
- (2) 薬剤等の取扱作業
- (3) 高所作業
- (4) 電気作業
- (5) 高温、高圧作業
- (6) 粉塵等の発生場所における作業
- (7) 回転機械の取扱い作業

3 本業務の目的達成及び施設の機能（性能）発揮のため、仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる業務については、記載の有無にかかわらず受託者の責任において全て行うものとする。

### 4 施設の管理

- (1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。
- (2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。
- (3) 退所時には機械警備を開始し、玄関に施錠すること。また、構内入口にロープを張ること。
- (4) 施設の巡視を行い、公害防止に努めること。
- (5) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

### 5 連絡調整等

三戸地区クリーンセンターは老朽化が著しく、今後大規模な改修工事が行われる予定であり、定例的に保守点検業務を委託している設備もあるので、受託者は、業務を安全かつ適正で効率的に履行するため、月1回以上の合同会議を開催する。

## 煙突点検業務

煙突の清掃及び点検（内筒及び外筒）

◆清掃

- ①内筒、内部の付着物の払い落とし
- ②内筒、内部の下部の堆積ダスト除去（灰ピットに廃棄）

◆点検

- ①内筒入口マンホール及び内筒部
- ②5 m毎、板厚及び膜厚測定
- ③避雷針
- ④外筒、タラップ、支持部、その他の設備

## 各クレーン点検整備業務

※ 受託者は、異常、修繕等の必要な箇所を発見した場合は、当組合に報告し対応方法等を協議すること。

## 1 年次点検対象機器

①ごみクレーン 2機	点検・整備
②灰クレーン	点検・整備
③炉前ホイストクレーン	点検
④粗大ホイストクレーン	点検
⑤粗大クレーン	点検・整備
⑥粗大破砕機ホイストクレーン	点検
⑦粗大保全用ホイストクレーン	点検

## 2 定期自主検査等

- ①機械周り全体の点検
- ②電気周り点検及び計装制御点検
- ③動作状況点検及び調整

## 3 点検整備

別紙「年次点検、交換部品表」の部品を交換し整備する。

交換部品は受託者の負担とする。オイルについては当組合が支給する。

◆ごみクレーン整備 1号・2号 計2機	
ワイヤーロープ	交換
キャプタイヤケーブル	交換
交流電磁ブレーキ、ブレーキライニング	交換
速度制御用ブレーキ、ブレーキライニング	交換
吊りチェン	交換
吊りチェン用下部ピン	交換
バケットオイル	オイル交換
サクシオンフィルター	交換
ケーブルリールオイル	オイル交換
ケーブルリールフィルター	交換
巻上減速機オイル	オイル交換
速度制御用ブレーキオイル	オイル交換
巻上リミット減速機オイル	オイル交換
バケット塗装(バケット上部、爪除く)	油性黄色・1回塗り

◆灰クレーン整備	
ワイヤーロープ	交換
キャプタイヤケーブル	交換
吊りチェン	交換
吊りチェン用シャックル	交換
バケットオイル	オイル交換
巻上モーターオイル	オイル交換
バケット塗装(バケット上部、爪除く)	油性黄色・1回塗り

## ◆粗大クレーン整備

ワイヤーロープ	交換
キャプタイヤケーブル	交換
ブレーキライニング	交換
吊りチェン	交換
吊りチェン用下部ピン	交換
バケットオイル	オイル交換
巻上減速機オイル	オイル交換
巻上げリミット減速機オイル	オイル交換
バケット塗装(バケット上部、爪除く)	油性黄色・1回塗り

## 年次点検、交換部品表

当組合支給品

ごみクレーン 1号・2号	仕様	数量
ワイヤーロープ	J I S 6号B種裸φ12.5×28m Sヨリ	2
	J I S 6号B種裸φ12.5×28m Zヨリ	2
キャプタイヤケーブル	F-2PNCT3.5sq-6C 32m 径21mm	2
交流電磁ブレーキ、ライニング	三菱電機ZB-H225用	4
速度制御用ブレーキ、ライニング	三菱電機MB-H225用	4
吊りチェン	DX-100用3リンクチェン	4
吊りチェン用下部ピン	DX-100用	4
バケットオイル	新日本石油：スーパーハイランドSE46	750×2
サクシオンフィルター		2
ケーブルリールオイル	新日本石油：スーパーハイランドSE46	2.50×2
巻上減速機オイル	新日本石油：ボンノックM150	430×2
速度制御用ブレーキオイル	新日本石油：高圧絶縁油A	3.50×2
巻上リミット減速機オイル	新日本石油：ボンノックM320	0.30×2
ごみクレーン制御盤内マグネット	※1	1式

灰クレーン	仕様	数量
ワイヤーロープ * エンド加工が必要	J I S 6号B種裸φ9×23.5m Sヨリ	1
	J I S 6号B種裸φ9×23.5m Zヨリ	1
キャプタイヤケーブル	F-2PNCT2.0sq-6C 19m 径21mm	1
吊りチェン	AX-040用3リンクチェン	2
吊りチェン用シャックル	AX-040用	2
バケットオイル	新日本石油：スーパーハイランドSE46	1500
巻上モーター歯車箱オイル	新日本石油：FBKオイルRO-220	20

粗大クレーン	仕様	数量
ワイヤーロープ	J I S 6号B種裸φ14×18m Sヨリ	1
	J I S 6号B種裸φ14×18m Zヨリ	1
キャプタイヤケーブル	F-2PNCT5.5sq-6C 28m 径21mm	1
ブレーキライニング		2
吊りチェン		2
吊りチェン用下部ピン		2
バケットオイル	新日本石油：スーパーハイランドSE46	1500
サクシオンフィルター		1
巻上減速機オイル	新日本石油：ボンノックM150	430
巻上リミット減速機オイル	新日本石油：ボンノックM320	0.30
ごみクレーン制御盤内マグネット	※1	1式

※1 定期的に状態を確認して、必要に応じて交換すること。

# ごみクレーン3か月点検

※受託者は、点検項目に記載が無い箇所の異常、修繕等の必要な箇所を発見した場合は、当組合に報告すること。

## 1 対象機器

1号・2号ごみクレーン（共用盤・制御盤含む）

## 2 点検項目

①電気周り点検（マグネット点検等）及び計装制御点検

②機械周り全体の点検

## 3 点検の結果、否になった箇所は、正常な状態にする。

①点検後、直ぐ（点検当日）に調整等を行い、正常な状態にする。

②交換を必要とする場合は、当組合と協議してから交換する。

・ワイヤーロープ・ブレーキライニング・吊りチェン・シャックル・オイル等、点検日に整備可能な範囲の部品は交換する。

良✓・否×

良✓・否×

点検項目		良/否
走行レール	1 クレーンガータの走行範囲の障害物の有無	
	2 レールの曲がり及び異常の有無	
	3 レールに異常磨耗の有無	
ガータ及びサドル	4 ガータとサドルの取付ボルト緩み有無	
	5 主桁上の横行レールの取付状況	
	6 横行用ストッパーの取付状況	
	7 走行車輪の踏面、フランジの異常磨耗、外傷の有無	
押ボタンスイッチ	8 動作の状況	
スリイミ過巻チト	9 リミットの動作状況	
	10 リミットスイッチの動作後、巻上げ得る余裕が50mm以上あること。	
ブレーキ	11 油量は適正か、油洩れはないか。	
	12 ライニングの磨耗状況	
	13 リンク機構部（ドラム含む）の磨耗	
ワイヤロープ	14 素線の断線（1撚りの中で素線数10%未満）	
	15 磨耗状況（直径、公称径の7%以下）	
	16 キンクの有無	
	17 著しい形くずれ、又は腐食	

点検項目		良/否
バケト本体	18 異常音がないか。	
	19 ボルト、ナットの緩みの有無	
	20 油量は適正か、油洩れはないか。	
爪	21 磨耗の状況	
機上配線	22 機上配線の外傷の有無及び取付状況	
	23 ガータ上の端子箱取付部緩みの有無	
ケブル	24 外傷の有無	
	25 ケーブル吊り金具外れの有無	
吊りチェーン	26 ピッチの伸び、リンク断面の減少、亀裂の有無	
吊りチェンシャックル	27 変形、磨耗、亀裂の有無	
三角板	28 変形、磨耗、亀裂の有無	
三角板シャックル	29 変形、磨耗、亀裂の有無	
吊りピン	30 変形、磨耗、亀裂の有無	
動作確認	31 巻き上げ・巻き下げ動作状況	
	32 走行・横行動作状況	
	33 ブレーキ動作状況	
	34 バケット開閉状況	
表示	35 荷重表示の確認	

## 排ガス分析計等点検整備業務

### 1 対象機器

#### (1) 排ガス分析装置

- ① 京都電子工業（株）製
  - ・塩化水素濃度計                      型式HL-36N・・・2台
  - ・ばいじん計                              型式HD-26・・・2台
- ② 榊堀場製作所 製
  - ・多成分分析計                          型式ENDA-5800・・・2台
  - ・工業用pH計                              型式HP-960FTP・・・1台

### 2 業務内容（6ヶ月点検・12ヶ月点検）

- ① 機器全体の機能点検を行う。
  - ② 定期交換部品の交換及び整備を行う。
- ※定期交換部品に掲げるもの以外に必要な部品が発生した場合は、当組合と協議する。

### 3 業務実施日

- ① 6ヶ月点検                      年1回
- ② 12ヶ月点検                      年1回

◆ 定期交換部品（2台分）

◇ 塩化水素濃度計（HL-36N）                      ばいじん計（HD-26）

◆ 6ヶ月点検整備				
No.	品名	仕様	数量	単位
1	シリカウール	シリカウール9 $\mu$ 12g入り	2	個
2	テフロンフィルター	PF050 $\phi$ 47PTFE	4	枚
3	Oリング	P50A 4種	2	個
4	Oリング	P63 4種	2	個
5	塩素イオン電極	M-221（2本セット）	2	箱
6	ダイヤフラム（FKM）	AP0548	2	枚
7	バルブ	AP0328	2	枚
8	WP1000用カセット	ASP1.6-4-KPP-B	2	個
9	ソーダライム50g	T-72-007	8	個
10	断熱材セット	気液接触継ぎ手用	2	個

◆ 12ヶ月点検整備				
No.	品名	仕様	数量	単位
1	HL-36N 12ヶ月	定検部品基本セット	2	組
2	塩素イオン電極	M-221（2本セット）	2	箱
3	WP1000用カセット	ASP1.6-4-KPP-B	6	個
4	プローブ（KP117）	定検部品セット	2	組
5	ミリスリーブ	$\phi$ 6用-PP	2	個
6	チューブ	4 $\times$ 6 L=6m PE	2	本
7	Oリング	No.4 FKM	8	個
8	リング	TR6 PTFE	4	個
9	Oリング	S3 FKM	6	個
10	Oリング	No.2 FKM	4	個
11	リング	TR4 PTFE	2	個
12	光ファイバー、HD26センスビー		1	式

## ◇多成分分析計 (ENDA-5800)

◆6ヶ月点検整備				
No.	品名	仕様	数量	単位
1	エレメント	ESDAフィルター セキエイウール	2	個
2	ホルダーキャップ	FKM	2	個
3	エレメントキャップ	48マル*H14セイケイコード (70-75)	2	個
4	Oリング	JISB2401 P60 (FPM)	2	個
5	ミストキャッチャ	MC-050A エクステンオイル#1	2	個
6	ハロゲンスクラバ	HS-050	2	個
7	ロシ	GC-90 (55マル) グラスウールロシ	2	個
8	フィルターエレメント	PA-5L (ホリフロンペーパー) 55マル×0.5T	2	個
9	ダイヤフラムクミ	GP-2201 (FPM)	4	個
10	Oリング	JISB2401 G70 (FPMテフロンコート)	4	個
11	Fパッキン	=002=FILTER PACING E6FPM	4	個
12	Oリング	JISB2401 P7 (FPM)	2	個

◆12ヶ月点検整備				
No.	品名	仕様	数量	単位
1	エレメント	ESDAフィルター セキエイウール	2	個
2	ホルダーキャップ	FKM	2	個
3	エレメントキャップ	48マル*14Hセイケイコード (70-75)	2	個
4	Oリング	JISB2401 P60 (FPM)	2	個
5	ミストキャッチャ	MC-050A エクステンオイル#1	2	個
6	ツギテ	=005=フッソゴム (6×6L)	4	個
7	ツギテ	=011=ENOA=マル5. 2×マル9	4	個
8	ハロゲンスクラバ	HS-050	2	個
9	ショックバイカン	COM-050	2	個
10	ゴムツギテ	=001=コウド (65) 1. 4マル×6マル	4	個
11	ロシ (2次フィルター)	GC-90 (55マル) グラスウールロシ	2	個
12	フィルターエレメント	PA-5L (ホリフロンペーパー) 55マル×0.5T	2	個
13	Oリング	JISB2401 G70 (FPMテフロンコート)	4	個
14	Fパッキン	=002=FILTER PACING FPM	4	個
15	ダイヤフラムクミ	GP-2201 (FPM)	4	個
16	ショックバイカン	PUR-50	2	個
17	ツギテ	=002=マル11-マル5. 5Lガタ	4	個
18	シリカゲル	H500G	2	個
19	エアーフィルター	=2=MEXA-9000 5マル	2	個
20	フィルターエレメント	SF-025	2	個
21	キャップ	ネオプレン、CODA-2×ヨウアナケイD3. 7	2	個
22	メガネOリング	デンジベンADV-2-5マルヨウ (FPM)	2	個
23	Oリング	JISB2401 P3 (FPM)	2	個
24	デンジベン	MV-14-1 コネクタツキ1625-02P	2	個
25	セルパッキン	マル28×T4. 3	4	個
26	マドオサエ	マル14/8	2	個
27	Oリング	NOKS12 (FPM)	2	個
28	Lツギテ	=005=FPM70 6マル/3マルヨウLツギテR2	4	個
29	Oリング	JISB2401 P4 (FPM)	14	個
30	パッキン	MPAヨウセルパッキン	2	個
31	Oリング	JISB2401 P7 (FPM)	2	個
32	#6150-60B	アルファ900-PH PSFプラスチックPHセンサ	1	個

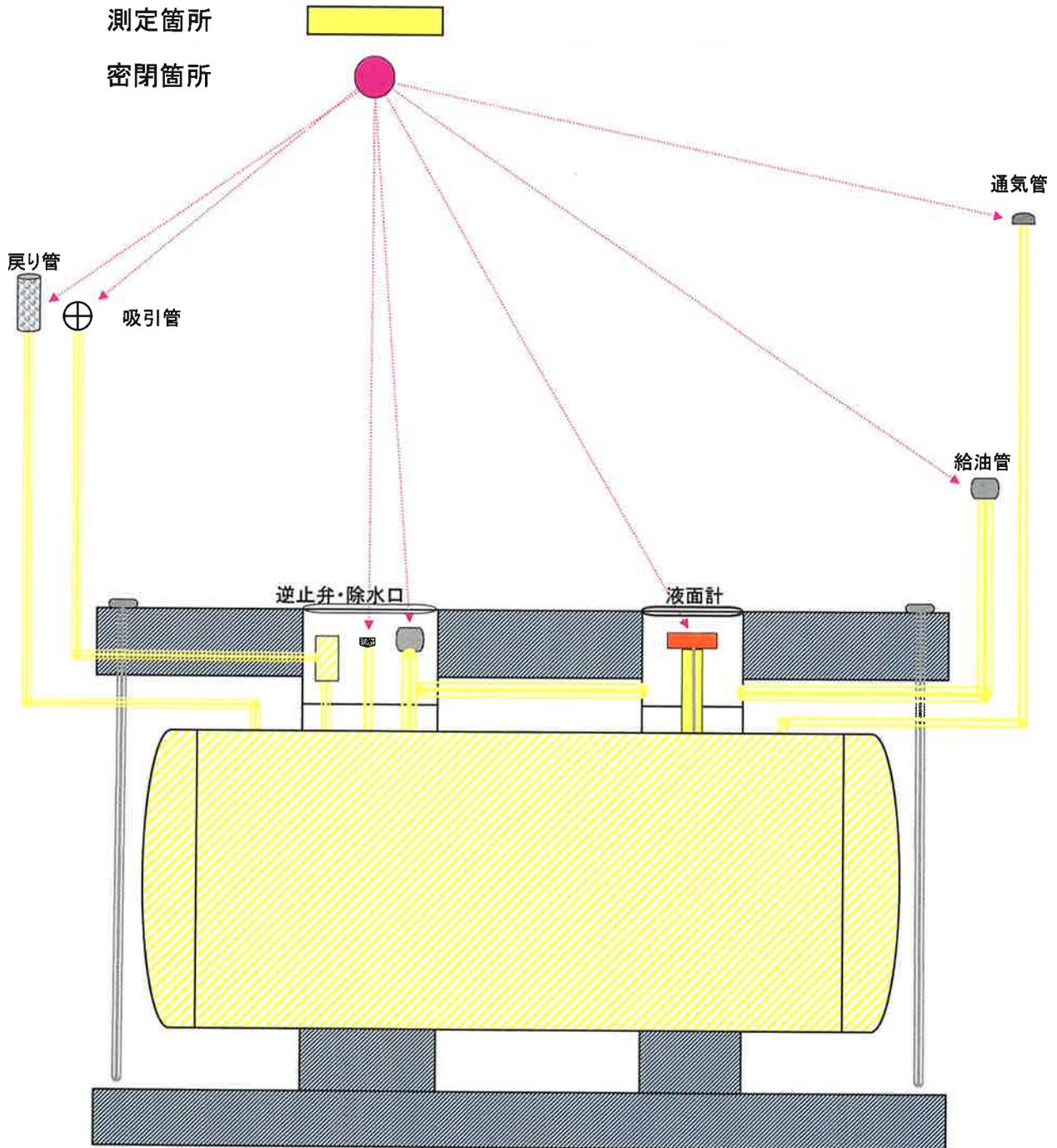
## 地下タンク点検業務

地下灯油タンクについて、消防法第 14 条の 3 の 2 及び関係諸法令に基づく点検を行うものである。

- 1 点検対象設備  
地下灯油タンク（5KL）
- 2 点検方法  
全ての部分（気相部、液相部）について清掃及び漏洩点検を実施する。
- 3 点検事業者及び実施者  
点検を行うものは、地下タンク等定期点検認定事業者であること。  
点検実施者は、危険物取扱免状を有し、地下タンク設備に熟知した者とする。
- 4 業務終了後は、定期点検実施結果報告書及び記録写真を提出するものとする。なお、当該報告書の提出をもって業務完了とする。

# タンク本体及び埋設配管の点検箇所

区分	取扱い危険物	第4類第2石油類	品名	灯油	数量	5.0 K
----	--------	----------	----	----	----	-------



## プラント受水槽外槽内清掃業務

機器の異常箇所を発見した場合は、当組合へ速やかに報告すること。

水槽清掃の作業は、酸素欠乏危険作業に該当するので、関係法令を遵守すること。

水槽清掃作業に使用する関係機器類は、持参すること。

水槽内の水位については、実施日前に当組合で水位低減を行うが、残水がある場合は、汲取り（ポンプ、バケツ等で汲み上げ）を行うこと。

## 1 対象水槽等の容量等

①雑排水槽	1.2m×3.14m×2.8m（深さ）≒10 m <sup>3</sup> ポンプ設置基数・1台
②調整槽	4.5m×2m×4m（深さ）=36 m <sup>3</sup> ポンプ等設置基数・1台、曝気装置・1台
③プラント用受水槽	3.2m×10.4m×4m（深さ）=133.12 m <sup>3</sup> ポンプ設置基数・5台
④噴射水槽	6.5m×2m×4m（深さ）=52 m <sup>3</sup> ポンプ設置基数・1台
⑤中継槽	2m×2m×1.5m（深さ）=6 m <sup>3</sup> ポンプ設置基数・1台

## 2 清掃方法、清掃回数

◆水槽内の汚泥等の堆積物を汲取り（ポンプ、バケツ等で汲み上げ）内壁・ポンプ・フロート・吊り金具・配管に付着した汚れをケレン・ブラシ等で清掃して水洗いする。

- ①雑排水槽
- ②調整槽
- ③プラント用受水槽
- ④噴射水槽
- ⑤中継槽

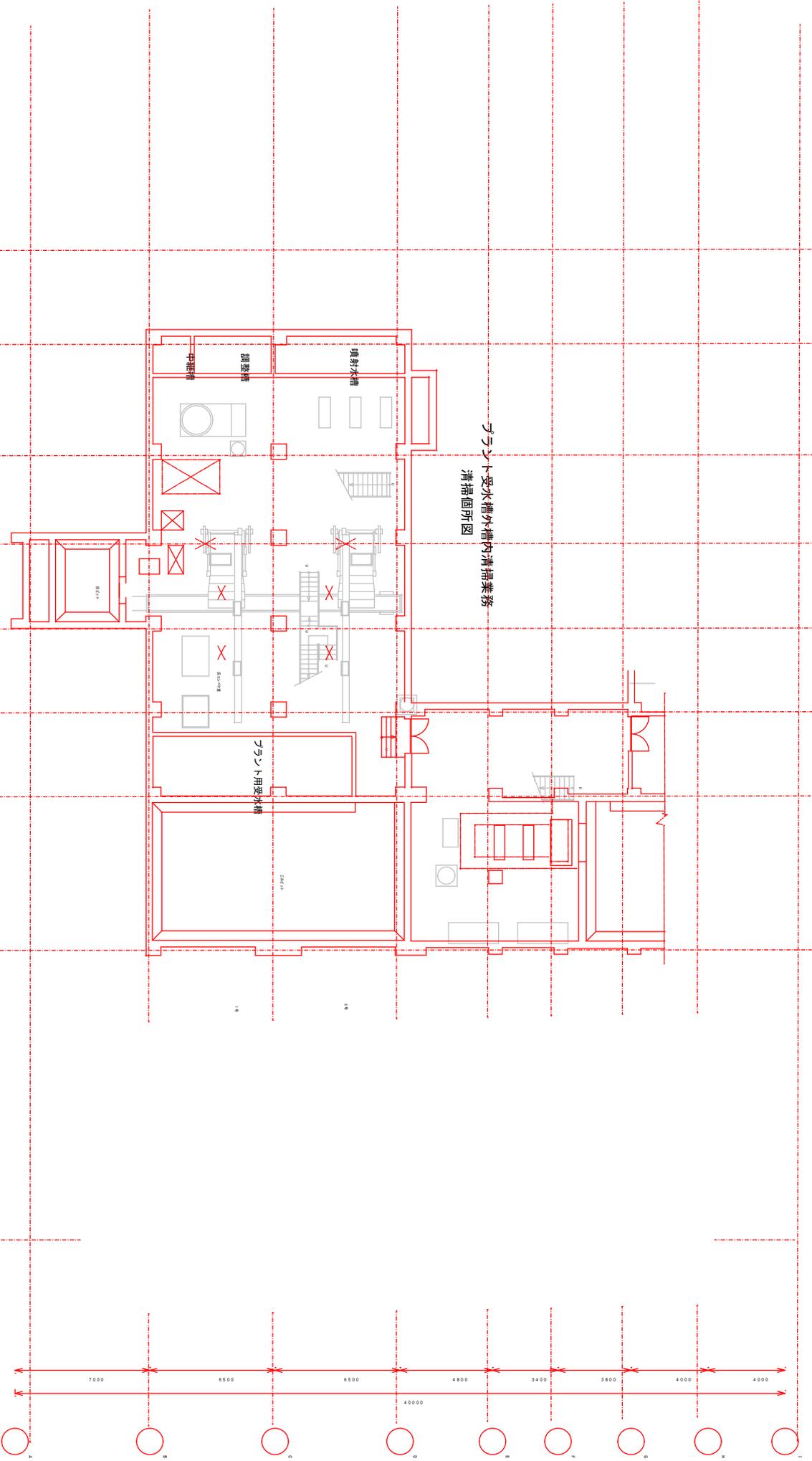
※水槽内から汲取り（汲み上げ）した水・汚泥等の堆積物は、クリーンセンタープラントホームから可燃物ごみピットに直接排出すること。

## 3 水槽内の機器の点検

◆内壁・ポンプ・フロート・吊り金具・配管等のひび割れ、脱落、腐食、損傷等の異常の有無を点検する。

## 4 業務実施日

当組合と受託者の双方で協議し、決定する。



地下1層 平面図 1/100

## 除鉄・除マンガンろ過装置点検業務

## 1. 点検する機器の仕様

1) 除鉄・除マンガンろ過装置 型式：FTPM-5S 形 製造：オルガノ株式会社

製造番号：S-5955-006 流量：12 m<sup>3</sup>/h

充てんろ材

上 層：フェレサイトU 数量：420L

中 層：フェレサイトAH 数量：520L

下 層：砂利 2~4mm 数量：120L

：砂利 4~8mm 数量：120L

：砂利 12~20mm 数量：120L

：砂利 20~35mm 数量：120L

## 2) 薬液装置

①次亜塩素酸ソーダ（12%）用注入ポンプ 型式：CLPW-30 最大吐出量：30cc/min

貯槽 型式：PTS-120 容量：120L

②ポリ塩化アルミニウム用注入ポンプ 型式：PW-30 最大吐出量：30cc/min

貯槽 型式：PTS-50 容量：50L

3) 逆洗ポンプ 型式：GS3-655CE2.2 川本ポンプ製

吸込口、吐出口径：65A モーター出力：3相 400V 2.2KW 2P 50HZ

吐出量：0.47 m<sup>3</sup>/min 全揚程：16m 質量：65kg

## 2. 点検項目

項 目	業 務 内 容	点検周期
外観及び機能点検		
ろ過器本体・コンプレッサー、 逆洗ポンプなどの付属品 (電動二方弁等)	動作・漏水確認	年 1 回
ろ過器付属配管・弁等		
ろ過装置 1 次側、2 次側	圧力確認	
動作確認	各工程 流量及び工程確認	
ろ過処理水測定確認	色度、濁度など	
薬液注入ポンプ	異音・シール部・動作確認 絶縁抵抗・電流値測定	
制御盤	工程及び表示類確認 リレ等損傷の有無確認	
ろ過タンク内部 (上部マンホールより内部 目視点検)	内部・ろ材量確認	

※点検の際に、異常箇所が発見された場合は、当組合と協議する。

## 油圧ユニット外点検整備業務

### 1. 設備名 油圧ユニット、外

### 2. 機器の仕様

#### (1) 油圧ユニット

型式 B38A2R 140 k g f / c m <sup>2</sup> ポンプ吐出量 4.6 l / min

電源 動力系 : AC400V 50HZ 3φ

制御系 : AC100V 50HZ 1φ

#### (2) その他コンベヤ用減速機

減速機 (マシコー)、減速機比 1/30、外

### 3. 整備の内容

#### (1) 油圧ユニットの消耗品部品及びオイル交換

- ① タンクのオイルを抜き取りタンク内部清掃を行う。
- ② 破損しているマンホール及びパッキンを交換する。
- ③ サクシヨンフィルタ及びパッキンを交換する。
- ④ マグネットフィルタ及びリターンフィルターの洗浄を行う。
- ⑤ 油圧ユニットのオイルを補給する。
- ⑥ 適合オイルはスーパーハイランド S E 46 とし、当組合支給とする。  
使用数量は 400 L。

#### (2) 駆動減速機のオイル交換及び試運転調整

- ① 灰搬送コンベヤ用減速機 (ボンノック 1 5 0)
- ② No.1 ガス冷下堆積ダスト搬送コンベヤ用減速機 (ボンノック 1 5 0)
- ③ No.2 ガス冷下堆積ダスト搬送コンベヤ用減速機 (ボンノック 1 5 0)
- ④ No.2 ダスト搬送コンベヤ (ボンノック 1 5 0)
- ⑤ No.3 ダスト搬送コンベヤ (ボンノック 1 5 0)
- ⑥ No.4 ダスト搬送コンベヤ (ボンノック 1 5 0)
- ⑦ 集じん灰供給コンベヤ用減速機 (スミギヤオイル MO VG 4 6 0)
- ⑧ 定量供給機用減速機 (ボンノック 1 5 0)
- ⑨ No.1, No.2 ばっ気ブロー (ボンノック 2 2 0)

### 4. 材料

オイルについては、当組合の負担とし、それ以外は受託者の負担とする。

## 粗大ごみ処理施設運転管理業務

### 1 業務内容

- (1) 粗大ごみ処理施設の運転管理
- (2) 各設備の点検整備
- (3) 粗大ごみ処理施設から排出する破砕残渣や資源物の運搬
- (4) 粗大ごみクレーンの点検

### 2 運転管理する焼却施設名及び施設概要

- (1) 施設名  
三戸地区クリーンセンター粗大ごみ処理施設
- (2) 施設概要  
処理能力：20 t / 5 h  
処理方式：衝撃剪断回転式（縦型）

### 3 保全の職務

保全整備班長及び保全員（以下「保全整備担当者」という。）は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、当組合が行う整備計画書作成のための資料として整理すること。

- (1) 保全整備担当者は、当組合が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、打合せ等に出席し、また、積極的に作業中の立会いを行い、完成後の試運転に立会うこと。
- (2) 保全整備担当者は、運転引継打合せ等に出席し、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応を行うこと。
- (3) 保全整備担当者は、法定点検など、施設運営に必要不可欠な事項及び整備計画の実施に関する記録、整理をすること。
- (4) 保全整備担当者は、整備計画書に含まれない機器整備について、状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行い、定期的な保全整備を実施すること。
- (5) 保全整備担当者は、突発的な故障が発生した場合は、部品交換及び軽易な修繕を実施すること。
- (6) 保全整備担当者は、休止期間における関連機器の保守は、休止作業計画書を作成し、当組合の承諾を受け実施すること。

### 4 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- ア 酸素欠乏及び有ガス発生場所における作業
- イ 高所作業
- ウ 電気作業
- エ 粉塵等の発生場所における作業
- オ 回転機械の取扱い作業

### 5 施設の運転管理に関する業務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の運転に関する作業
  - ア 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種設備の運転操作
  - イ 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転
  - ウ 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験
- (2) 業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は次のとおりとする。
  - ア 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、排水溝等の清掃
  - イ プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業

ウ 日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。

(ア) 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認

(イ) 各種クレーンバケットの点検

エ 保全整備の内容は次のとおりとする。

(ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく施設の保全整備

(イ) 各種コンベヤの張り調整及び軽微な故障への対応

(ウ) 当組合が行う修繕工事等の立会

オ 電気保安の内容は次のとおりとする。

(ア) 停電及び電気事故に対する対応

(イ) 電気年次点検における立会

カ 消耗品類等の在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう当組合との連絡を密に取ること。

キ 異常時の適切な処置と当組合への連絡

ク 当組合に提出する運転、保守点検等の書類等は次のとおりとする。

(ア) 運転日報

(イ) 整備報告書

(ウ) 事故・故障報告書

(エ) 点検表

① 日常巡視点検表

② クレーン点検表

(オ) 月例報告書

① 運転月報

② 運転業務作業予定表

③ 運転業務作業実績表

ケ 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理

コ その他当組合が指示する事項

6. 破碎残渣や資源物（鉄やアルミ）の運搬に関する業務内容は次のとおりとする。

(1) 埋立物等運搬作業

受託者が用意する運搬車両で粗大ごみ処理施設で中間処理された破碎残渣等の埋立物を三戸地区不燃物埋立最終処分場へ運搬する。運搬にあたっては、天蓋等により飛散防止対策を行うこと。

(2) 資源物運搬作業

当組合が貸与する運搬車両等で、粗大ごみ処理施設で中間処理されたもの（鉄、アルミ）を構内のストックヤードへ運搬する。

7 施設の管理

(1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。

(2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。

(3) 退所時には機械警備を開始し、玄関に施錠すること。また、構内入口にロープを張ること。

(4) 施設の巡視を行い、公害防止に努めること。

(5) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

8 運転等は次のとおり行うものとする。

(1) 施設の運転等は、粗大ごみ処理施設搬入量に応じて、運転するものとする。

(2) 当組合から施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

9 連絡調整等

三戸地区クリーンセンターは老朽化が著しく、今後大規模な改修工事が行われる予定であり、定例的に保守点検業務を委託している設備もあるので、受託者は、業務を安全かつ適正で効率的に履行するため、月1回以上の共同会議を開催すること。

## 粗大ごみ処理施設維持管理業務

下記の表のように、維持管理業務を実施すること。

設備・機器名称	実施内容	頻度
受入供給設備		
切断機	・油圧点検 ・送り装置点検 ・ボルトナット緩み点検 ・動作点検 ・油圧オイル交換	年 1 回
受入供給コンベヤ	・コンベヤ張り調整 ・コンベヤ本体（フレーム、リンク、 レール、シャフト、エプロン等）点検 ・動作点検	年 4 回
供給フィーダー	・油圧点検 ・本体点検 ・動作点検 ・オイル交換	年 1 回
散水装置	・動作点検	年 1 回
破砕設備		
破砕機	・本体（内壁、ローター、振動、Vベルト等）点検 ・動作点検 ・掻き板交換 ・邪魔板交換	年 4 回 適時
自動給油装置	・オイル流量、動作点検 ・オイル交換	年 1 回
散水装置	・動作点検	年 1 回
搬送装置		
排出コンベヤ	・張り調整 ・コンベヤ本体点検（リンク、エプロン、 レール、シャフト、逆転防止板、コンベヤベルト ローラー） ・動作点検	年 4 回
No. 1、2 可燃搬送コンベヤ	・上記に同じ	年 1 回
選別設備		
磁選コンベヤ	・ベルト張り調整 ・シャフト点検 ・動作点検	年 1 回
磁選機	・ベルト張り調整 ・動作点検	年 1 回
アルミ選別機	・上記に同じ	年 1 回
トロメル	・本体点検 ・振動点検 ・動作点検	年 1 回
風力選別機	・上記に同じ	年 1 回
貯留搬出装置		
不燃物貯留バンカー	・本体点検（支持部、シリンダー等）	年 1 回
油圧ユニット	・オイル漏れ等点検 ・動作点検 ・オイル交換	年 1 回
集塵設備		
サイクロン	・本体点検 ・ロータリーバルブ点検	年 1 回
バグフィルター	・ろ布清掃点検	年 1 回
誘引送風機	・インペラー清掃点検 ・振動点検 ・動作点検	年 1 回
防火ダンパー	・作動点検	年 1 回
コンプレッサー	・作動点検 ・オイル交換	年 1 回
配管ダクト	・防火ダンパー手前配管の清掃	年 1 回

・保守点検等実施日

1 回目 6 月                      2 回目 9 月                      3 回目 1 2 月                      4 回目 2 月  
年 1 回項目は、2 回目の保守点検時に行う。

・各減速機のオイル交換も行うこと。

減速機のオイル交換に使用するオイルは、当組合で支給する。

コンプレッサーのオイル交換に使用するオイルは、受託者の負担とする。

使用済みオイルの処分は、受託者の負担とする。

## 三戸地区不燃物埋立最終処分場運転・維持管理業務

### 1 業務内容

- (1) 浸出水処理設備の運転管理
- (2) 浸水処理設備の保守点検整備
- (3) 処分場の整地作業及び草刈り

受託者が用意する整地用重機により、最終処分場に搬入した埋立物を敷き均して覆土する。処分場の埋立計画を考慮し、当組合と協議しながら作業すること。

- (4) 最終処分場の除雪作業

最終処分場敷地内の除雪作業は、受託者が用意した重機を用いて行うものとするが、状況によっては当組合が貸与するタイヤショベルを用いて行うことができる。

### 2 運転管理する施設概要

- (1) 施設名

三戸地区不燃物埋立最終処分場

- (2) 浸出水処理設備概要

処理水量：最大 140 m<sup>3</sup>/日

原水水質：pH=5.0～9.0 BOD=100 mg/ℓ COD=100 mg/ℓ SS=50 mg/ℓ

処理水水質：pH=6.5～8.5 BOD=30 mg/ℓ COD=30 mg/ℓ SS=30 mg/ℓ

処理方式：前処理＋回転円板生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理＋滅菌処理

水槽構造：RC製地下水槽

上屋設備：鉄骨造平屋建（床面積：155.7 m<sup>2</sup>）

- (3) 埋立地設備

埋立地面積：1.34ha

埋立構造：準好気性衛生埋立

埋立工法：サンドイッチ工法

### 3 浸出水処理設備の運転管理に関する業務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の運転に関する作業

ア 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種設備の運転操作

イ 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転

- (2) 業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は次のとおりとする。

ア 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽（当組合が指定したものを除く。）、排水溝等の清掃、地下水サンプリング個所の水抜き清掃（年1回、2か所）

イ プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業

ウ 日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。

(ア) 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認（リモート監視も可）

エ 保全整備の内容は次のとおりとする。

(ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく施設の保全整備

(イ) 月次点検（リモート監視も可）

①処理状況全体の確認と調整（薬品添加量の調整含む）

②pH計の電極清掃と校正

③機器の点検・整備

④ブロワのグリース補給（グリースは、甲の支給）

⑤エアリフトポンプ作動状況の確認と調整（凝集沈殿槽内の沈殿物の確認）

⑥昇温槽出口配管の清掃

⑦昇温槽泥出し清掃

⑧電気・計装設備点検（制御の適正確認・調整含む）

## (ウ)精密点検 (年1回)

①凝集沈殿槽の水中ポンプによる清掃 (槽上部から実施)

②原水槽の水中ポンプによる清掃 (槽上部から実施)

③精密点検 (点検内容は以下の通り)

※ グリス・消耗品・交換用部品等は当組合の支給。オイルは受託者の負担。

※ 凝集沈殿槽2槽、原水槽の清掃に必要な水中ポンプ (2台) とホースは当組合が貸与する。

機器名	台数	作業内容	備考
水中ポンプ			
砂除ポンプ	1	インペラー清掃・オイル交換	
原水ポンプ	2	インペラー清掃	
汚水送水ポンプ	2	インペラー清掃・オイル交換	
ろ過ポンプ	2	インペラー清掃	
逆洗ポンプ	1	インペラー清掃・オイル交換	
放流ポンプ	2	インペラー清掃・オイル交換	
汚泥返送ポンプ	1	インペラー清掃・オイル交換	
汚泥貯槽表面水返送ポンプ	1	インペラー清掃・オイル交換	
電磁定量ポンプ			
栄養剤ポンプ	1	外観目視検査	
NO. 1 硫酸ポンプ	1	外観目視検査	
NO. 2 硫酸ポンプ	1	外観目視検査	
NO. 1 苛性ソーダポンプ	1	外観目視検査	
NO. 1 苛性ソーダポンプ	1	外観目視検査	
PACポンプ	1	外観目視検査	
高分子凝集剤ポンプ	1	外観目視検査	
攪拌機			
急速攪拌槽攪拌機	1	外観目視検査	
緩速攪拌槽攪拌機	1	外観目視検査	
中和槽攪拌機	1	外観目視検査	
円板体			
回転円板体	1	オイル交換・グリス補給	
ブロワ			
散気ブロワ	2	オイル交換・グリス補給及び	
エアリフトポンプ用ブロワ	1	Vベルト張り調整・交換	
電磁弁			
エアリフト電磁弁	3	動作確認	
電磁流量計			
汚水送水流量計	1	接薬部清掃	

- (エ) 薬剤、その他消耗品類の管理及び報告（発注依頼）
- (オ) 当組合が行う修繕工事等の立会
- オ 電気保安の内容は次のとおりとする。
  - (ア) 停電及び電気事故に対する対応
- カ 薬剤及び消耗品類等の在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう当組合との連絡を密に取ること。また、点検中に不具合、故障等を発見した場合は原因究明を行い、その後の運転に支障が無いように速やかに対応し、状況を当組合に報告すること。
- キ 異常時の適切な処置と当組合への連絡
- ク 当組合に提出する運転、保守点検等の書類等は次のとおりとする。
  - (ア) 整備報告書
  - (イ) 事故・故障報告書
  - (ウ) 月例報告書
    - a 運転日報（点検表）および運転月報
    - b 運転業務作業予定表
    - c 運転業務作業実績表
- ケ 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理
- コ その他当組合が指示する事項

4 処分場の整地作業及び草刈りに関する業務内容は次のとおりとする。

(1) 最終処分場の整地作業

受託者が用意する整地用重機により、最終処分場に搬入した埋立物を敷き均して覆土する。処分場の埋立計画を考慮し、当組合と協議しながら作業すること。

(2) 最終処分場の草刈り作業

最終処分場内の草刈りをして環境整備に努めること。見学者が訪れる前の6月と9月の2回草刈りを行い、常に良好な美観を保つこと。刈り払い機は、原則として受託者が用意するものとするが、当組合が所有する刈り払い機（2台）を借用することも可能とする。

5 最終処分場の除雪作業に関する業務内容は次のとおりとする。

(1) 最終処分場敷地内の除雪

最終処分場敷地内の除雪作業は、受託者が用意した重機を用いて行うものとするが、状況により当組合が貸与するタイヤショベルを用いて行うことができる。

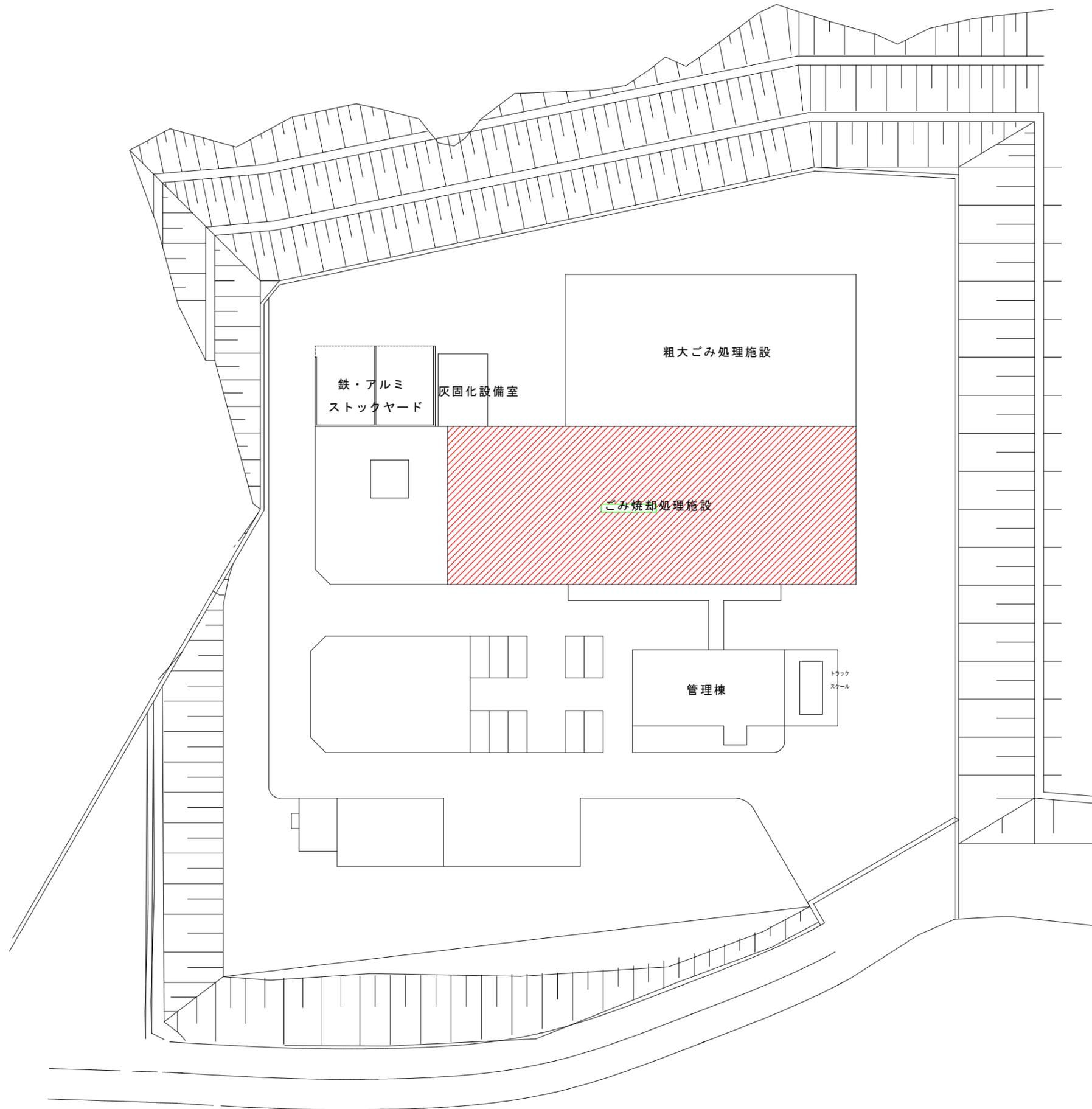
6 施設の管理

(1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。

(2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。

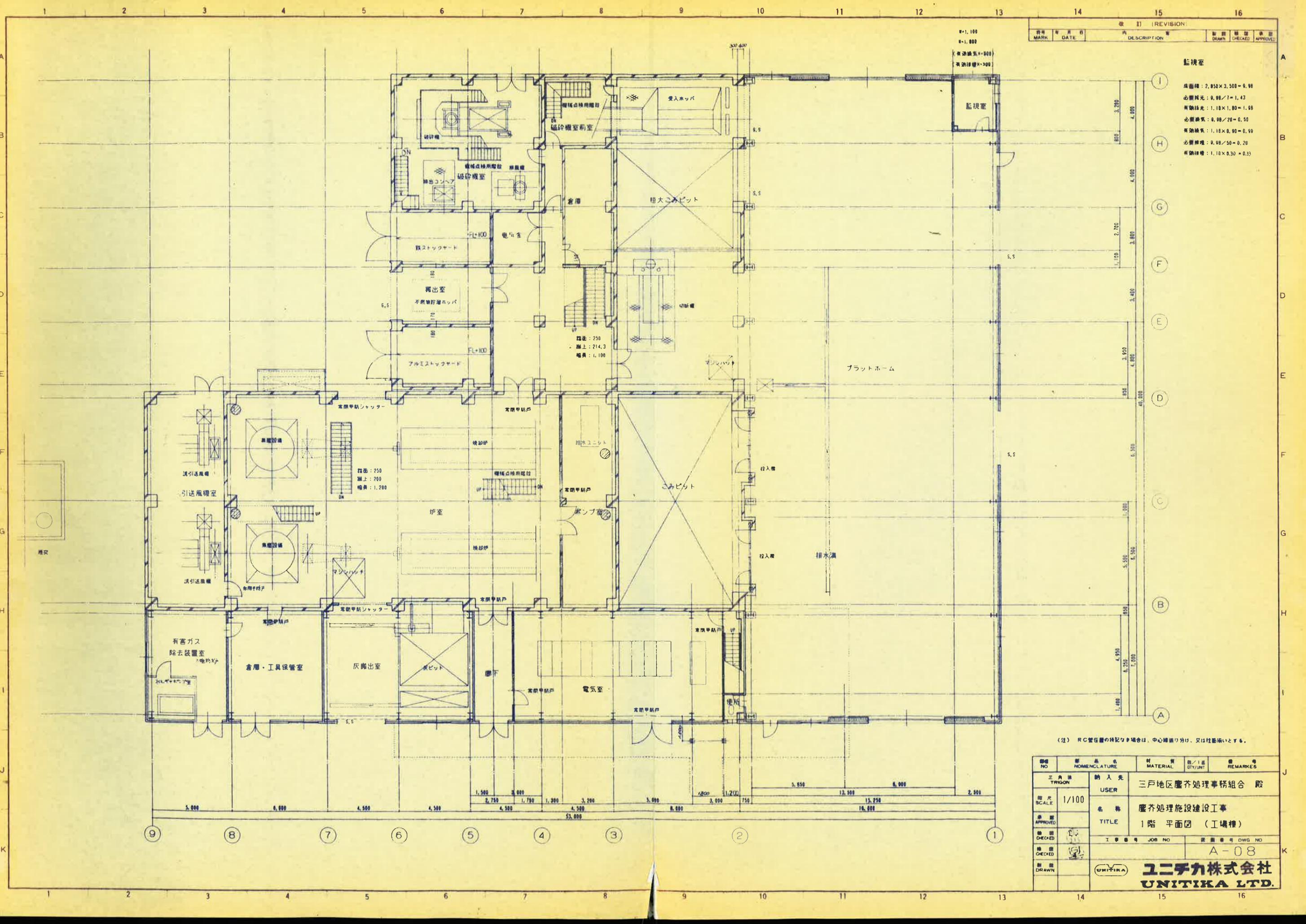
(3) 退所時には施錠すること。また、構内入口門扉を施錠すること。

(4) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。



品番	名称	材質	個数	1個計	備考
日付	平成14年 月 日	完			三戸地区塵芥処理事業組合 殿
承認	照査 設計 製図	先			
		図			配置図
		名			
尺 度	1/300	株 式 会 社			川 崎 技 研
				回	番 10410-E101





改訂 (REVISION)			図番	日付	内容	描	検	承認
MARK	DATE	DESCRIPTION	DRAWN	CHECKED	APPROVED			

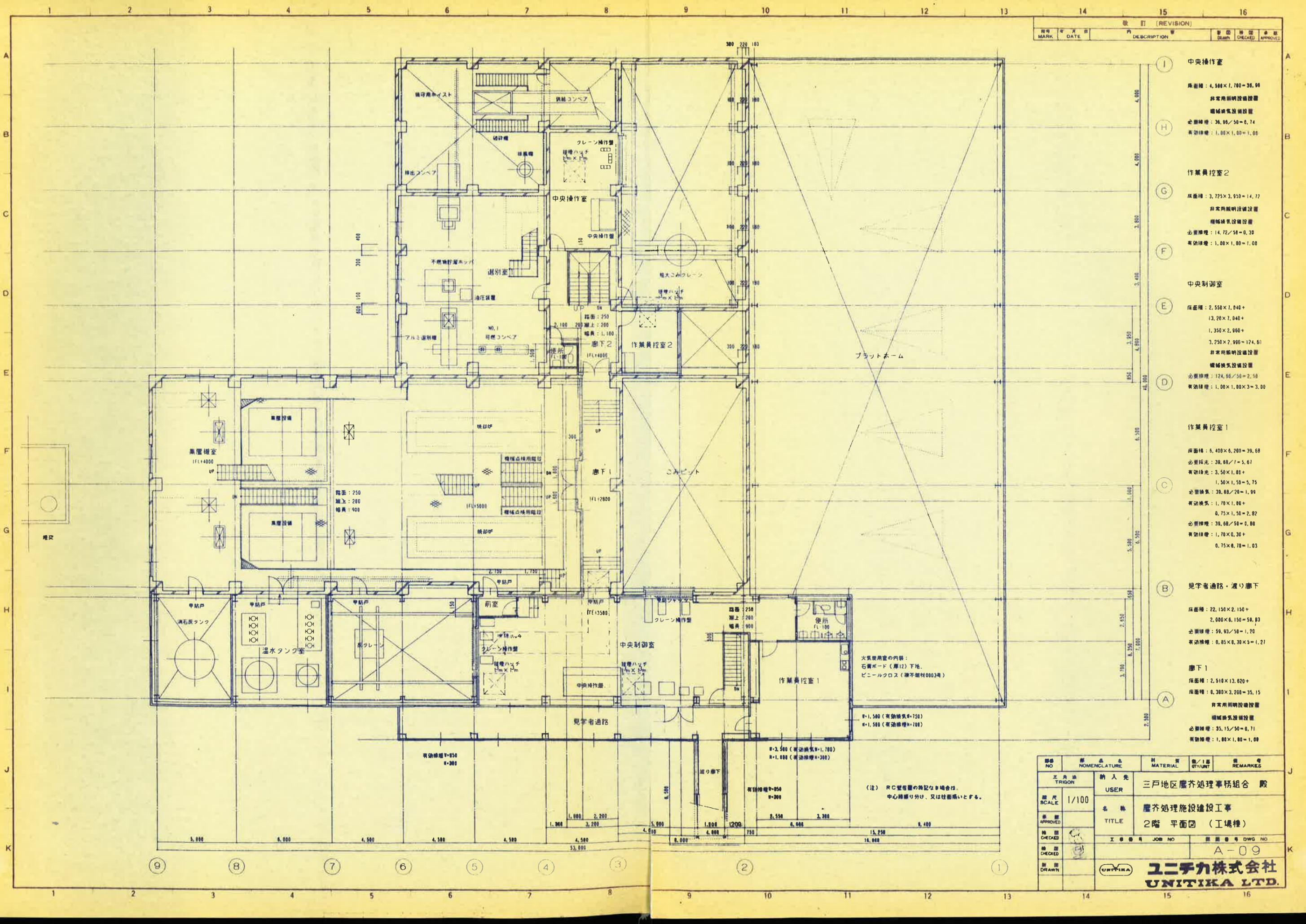
監視室  
 床面積: 2,850 × 3,500 = 9,98  
 必要採光: 0.98 / 7 = 1.43  
 必要採光: 1.18 × 1.80 = 2.12  
 必要採光: 0.98 / 26 = 0.50  
 必要採光: 1.18 × 0.90 = 0.99  
 必要採光: 0.98 / 50 = 0.20  
 必要採光: 1.18 × 0.30 = 0.35

(注) RC壁仕様の特記なき場合は、中心線通り分け、又は柱間隔とする。

図番	品名	材	買	数/1	備
NO	NOMENCLATURE	MATERIAL	UNIT	QTY/UNIT	REMARKS
三角	納入先				三戸地区塵芥処理事務組合 殿
SCALE	1/100				USER
承認	名				塵芥処理施設建設工事
検	TITLE				1階 平面図 (工場棟)
検	工事番号				JOB NO
承認					図番番号 DWG NO
検					A-08
描					
DRAWN					

UNITIKA ユニチカ株式会社  
 UNITIKA LTD.

MARK	DATE	DESCRIPTION	DESIGN	CHECKED	APPROVED



- (I) 中央操作室  
床面積: 4,500 × 1,700 = 36.00  
非常用照明設備設置  
機械換気設備設置  
必要換気: 36.00 / 50 = 0.74  
有効換気: 1.00 × 1.00 = 1.00
- (H) 作業員控室2  
床面積: 3,725 × 3,950 = 14.72  
非常用照明設備設置  
機械換気設備設置  
必要換気: 14.72 / 50 = 0.30  
有効換気: 1.00 × 1.00 = 1.00
- (G) 中央制御室  
床面積: 2,550 × 1,040 +  
13,20 × 7,040 +  
1,350 × 2,960 +  
3,250 × 2,990 = 124.61  
非常用照明設備設置  
機械換気設備設置  
必要換気: 124.66 / 50 = 2.50  
有効換気: 1.00 × 1.00 × 3 = 3.00
- (F) 作業員控室1  
床面積: 6,400 × 6,200 = 39.68  
必要換気: 39.68 / 1 = 5.61  
有効換気: 3.50 × 1.00 +  
1.50 × 1.50 = 5.75  
必要換気: 39.68 / 20 = 1.99  
有効換気: 1.70 × 1.00 +  
0.75 × 1.50 = 2.82  
必要換気: 39.68 / 50 = 0.80  
有効換気: 1.70 × 0.30 +  
0.75 × 0.70 = 1.03
- (E) 見学者通路・渡り廊下  
床面積: 22,150 × 2,150 +  
2,000 × 6,150 = 59.93  
必要換気: 59.93 / 50 = 1.20  
有効換気: 0.85 × 0.30 × 5 = 1.27
- (D) 廊下1  
床面積: 2,510 × 13,620 +  
床面積: 0,380 × 3,200 = 35.15  
非常用照明設備設置  
機械換気設備設置  
必要換気: 35.15 / 50 = 0.71  
有効換気: 1.00 × 1.00 = 1.00

火気使用室内の内装:  
石膏ボード(厚12)下地。  
ビニールクロス(難燃材0003号)

※1.500 (有効換気#1.700)  
※1.500 (有効換気#1.00)

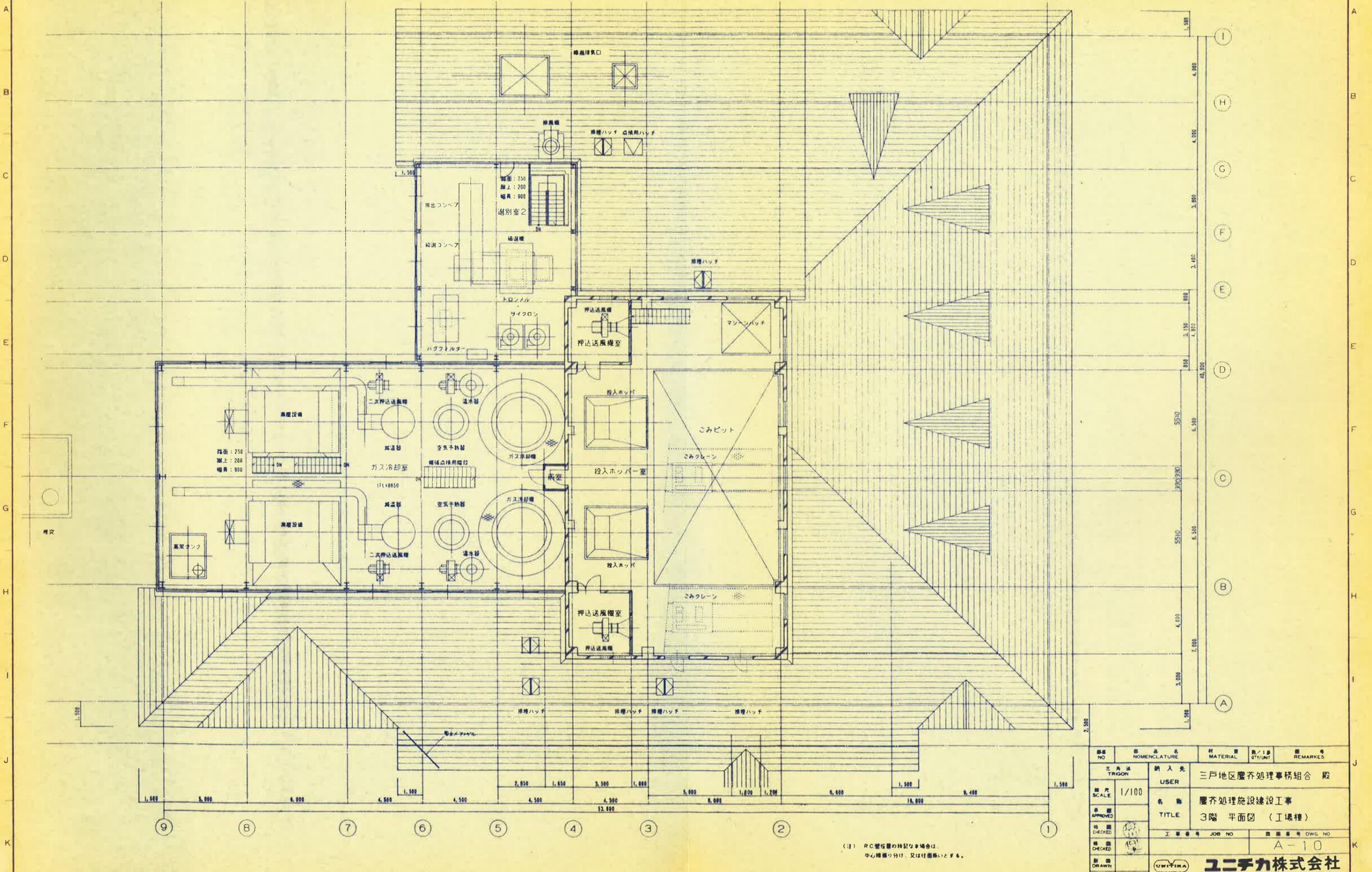
(注) RC壁位置の表記なき場合は、  
中心線通り分け、又は柱間隔とする。

NO	NOMENCLATURE	MATERIAL	QTY/UNIT	REMARKS

TRIGON	納入先	三戸地区塵芥処理事務所 殿
SCALE 1/100	USER	
	TITLE	塵芥処理施設建設工事 2階 平面図 (工場棟)
	JOB NO	
	DWG NO	A-09
		ユニチカ株式会社 UNITIKA LTD.

改訂 (REVISION)			
MARK	DATE	DESCRIPTION	DESIGNER



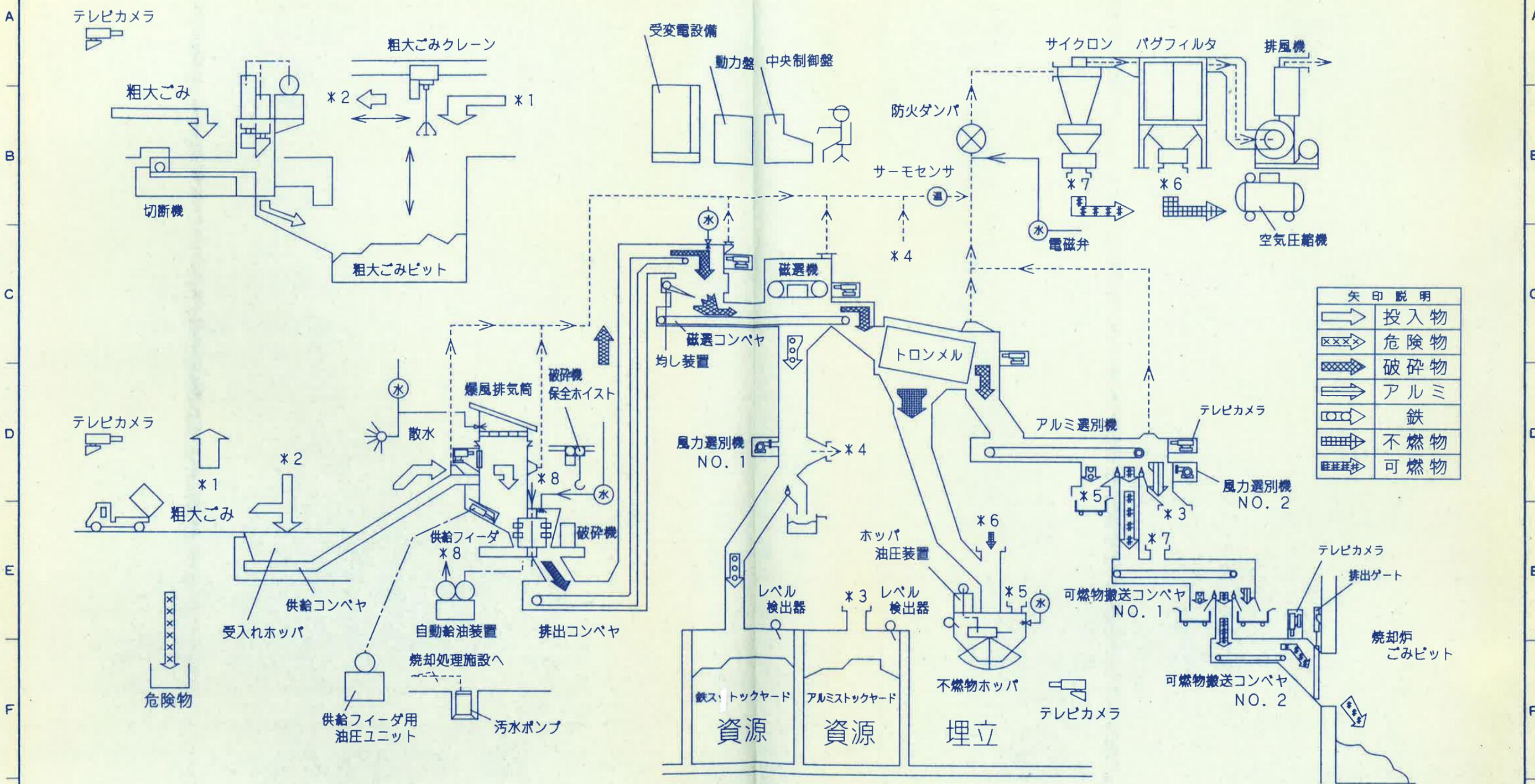
図番 NO	部 品 名 NOMENCLATURE	材 質 MATERIAL	数/1層 QTY/LAY	備 考 REMARKS

納 入 先 USER	三 角 法 TRIGON	三 戸 地 区 廃 棄 処 理 事 務 組 合 股 会 社
名 稱 TITLE		廃 棄 処 理 施 設 建 設 工 事 3 階 平 面 図 (I 場 棟)
工 事 番 号 JOB NO		
図 面 番 号 DWG NO		A-10

(注) RC壁位置の特記なき場合は、  
中心線より分け、又は柱間隔とする。

**ユニチカ株式会社**  
**UNITIKA LTD.**



矢印説明

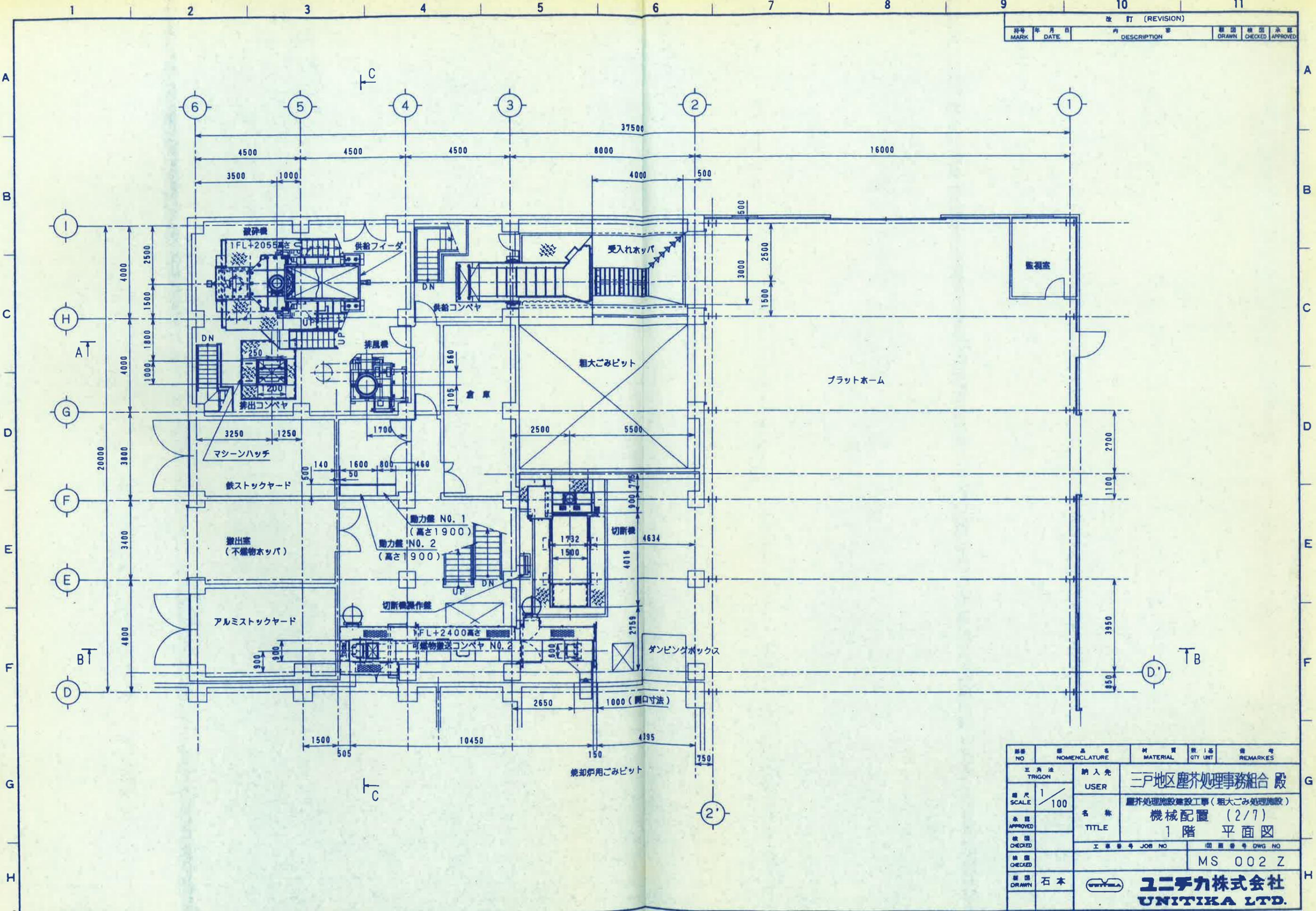
→	投入物
⊗	危険物
⊘	破碎物
⇨	アルミ
⇨	鉄
⇨	不燃物
⇨	可燃物

部番	部品名	材質	数量	単位	備考
NO	NOMENCLATURE	MATERIAL	QTY	UNIT	REMARKS
三角法	納入先	三戸地区塵芥処理事務組合 殿			
SCALE	USER	塵芥処理施設建設工事(粗大ごみ処理施設)			
承認	名称	粗大ごみフローシート			
検図	TITLE				
検図	工事番号 JOB NO				
検図	図番番号 DWG NO				
製図					
DRAWN	石本				MS 101 01Z
		UNITIKA			ユニチカ株式会社
					UNITIKA LTD.





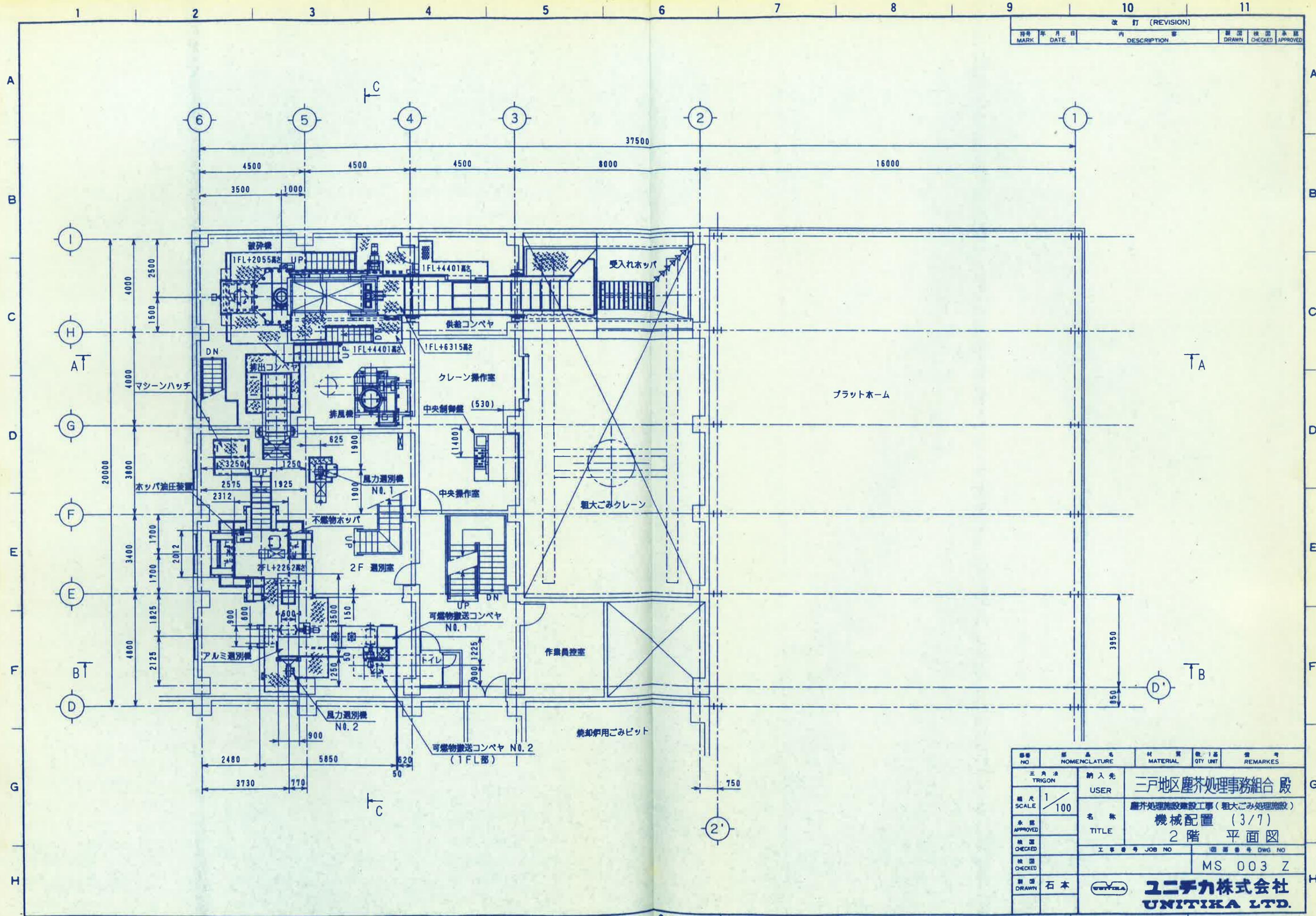
改訂 (REVISION)				
符号	年月日	内容	描図	承認
MARK	DATE	DESCRIPTION	DRAWN	CHECKED



図番	部品名	材質	数量	備考
NO	NOMENCLATURE	MATERIAL	QTY	REMARKS
三角法 TRIGON	納入先 USER	三戸地区塵芥処理事務組合 殿		
縮尺 SCALE	1/100	塵芥処理施設建設工事 (粗大ごみ処理施設)		
承認 APPROVED	名称 TITLE	機械配置 (2/7)		
検閲 CHECKED		1階 平面図		
検閲 CHECKED		工事番号 JOB NO	図番番号 DWG NO	
描図 DRAWN	石本		MS 002 Z	
		<b>ユニチカ株式会社</b> UNITIKA LTD.		



改訂 (REVISION)			
符号	年月日	内容	製図 検図 承認
MARK	DATE	DESCRIPTION	DRAWN CHECKED APPROVED

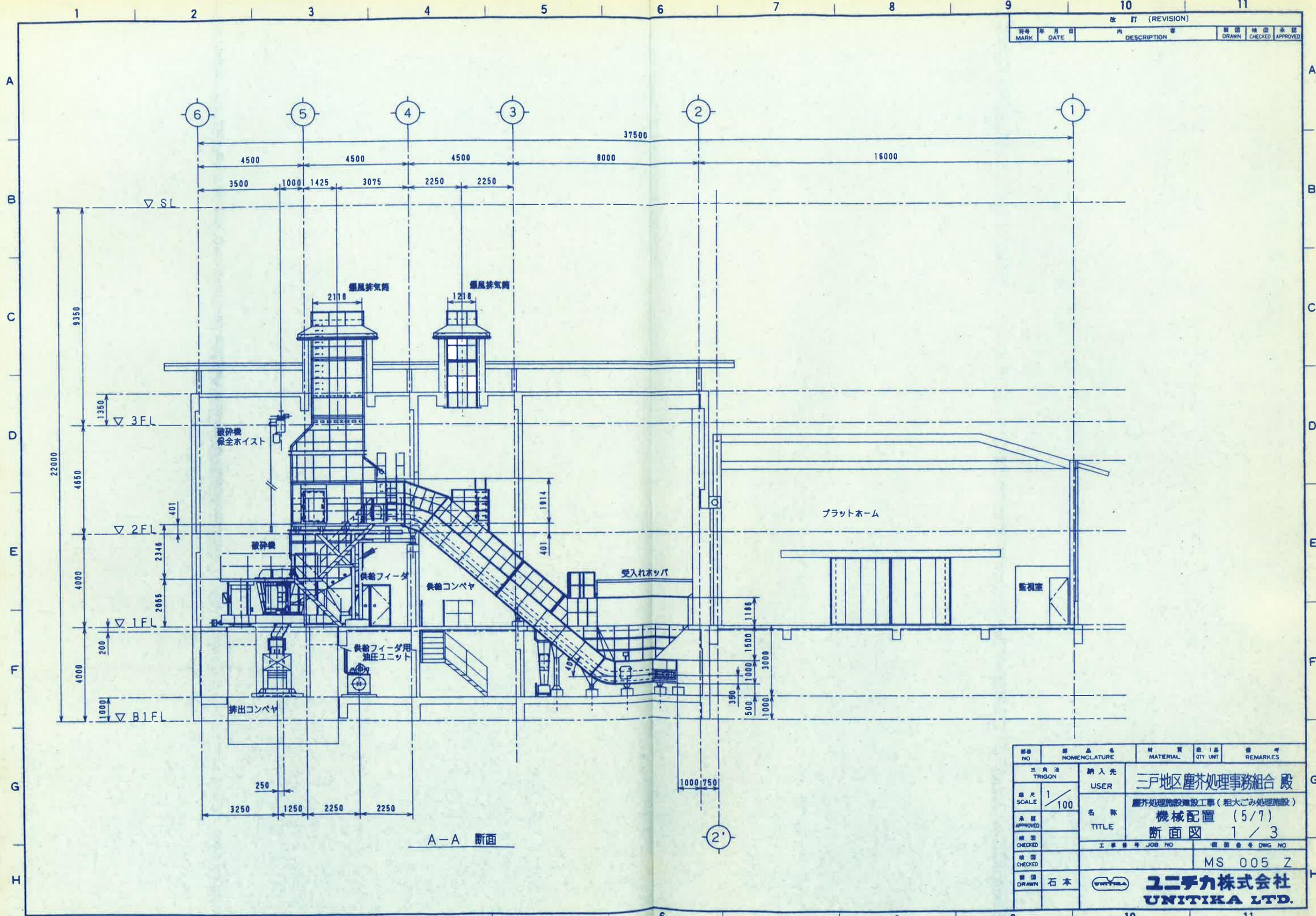


図番 NO	部品名 NOMENCLATURE	材質 MATERIAL	数量 QTY	単位 UNIT	備考 REMARKS
三角法 TRIGON	納入先 USER				三戸地区塵芥処理事務組合 殿
縮尺 SCALE 1/100	名称 TITLE				塵芥処理施設建設工事 (粗大ごみ処理施設) 機械配置 (3/7) 2階 平面図
承認 APPROVED	工事番号 JOB NO				
検図 CHECKED	図番番号 DWG NO				MS 003 Z
製図 DRAWN	製図者				石本  ユニチカ株式会社 UNITIKA LTD.





改訂 (REVISION)		図	検	承認	
符号	年月日	内容	DRAWN	CHECKED	APPROVED
MARK	DATE	DESCRIPTION			

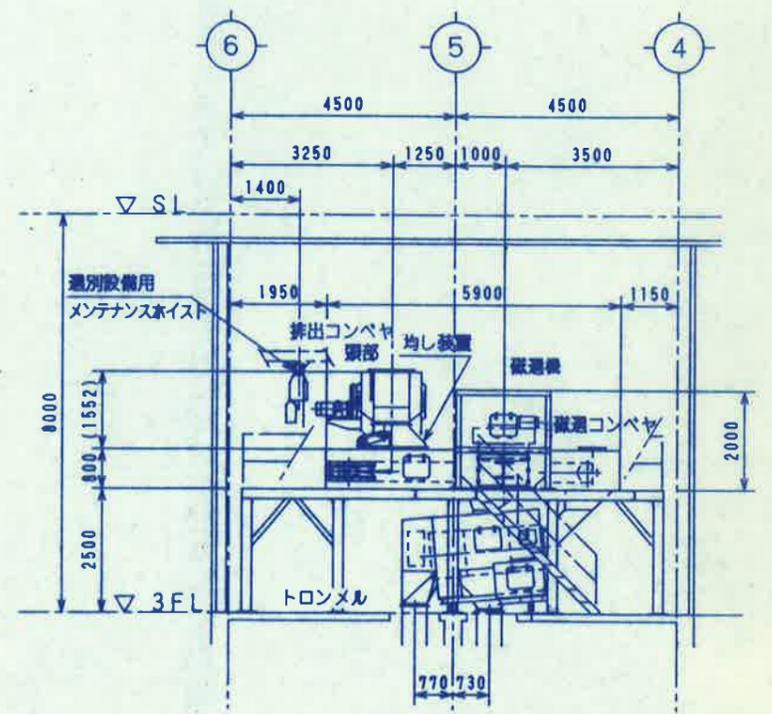
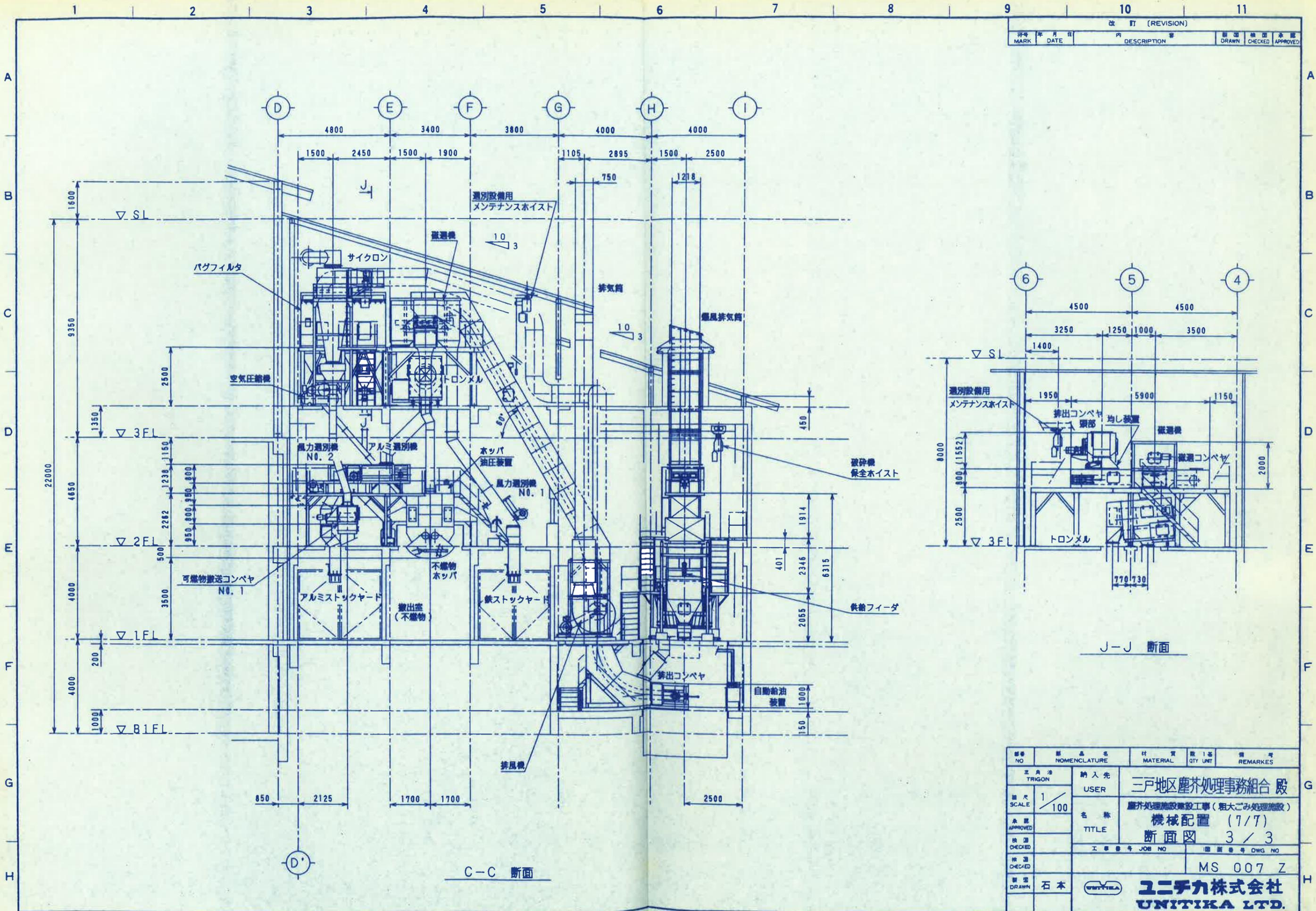


部番 NO	部品名 NOMENCLATURE	材質 MATERIAL	数量 QTY	単位 UNIT	備考 REMARKS
三角法 TRIGON					
納入先 USER	三戸地区塵芥処理事務組合 殿				
名 称 TITLE	塵芥処理施設建設工事 (粗大ごみ処理施設) 機械配置 (5/7) 断面図 1 / 3				
工 事 番 号 JOB NO					
図 番 号 DWG NO	MS 005 Z				
製 図 者 DRAWN	石 本	<b>ユニチカ株式会社</b> <b>UNITIKA LTD.</b>			





改訂 (REVISION)					
符号 MARK	年月日 DATE	内容 DESCRIPTION	製図 DRAWN	検査 CHECKED	承認 APPROVED

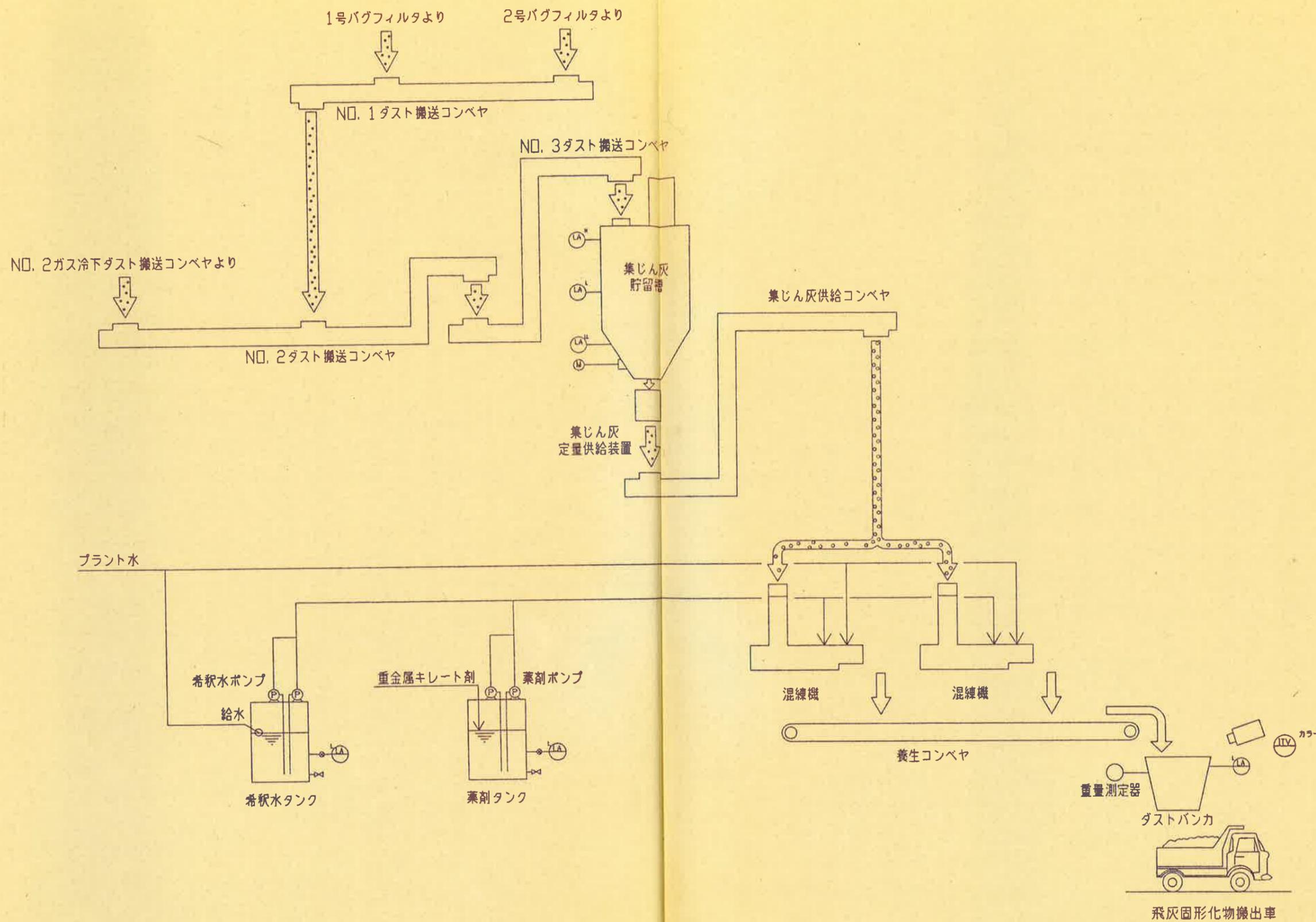


J-J 断面

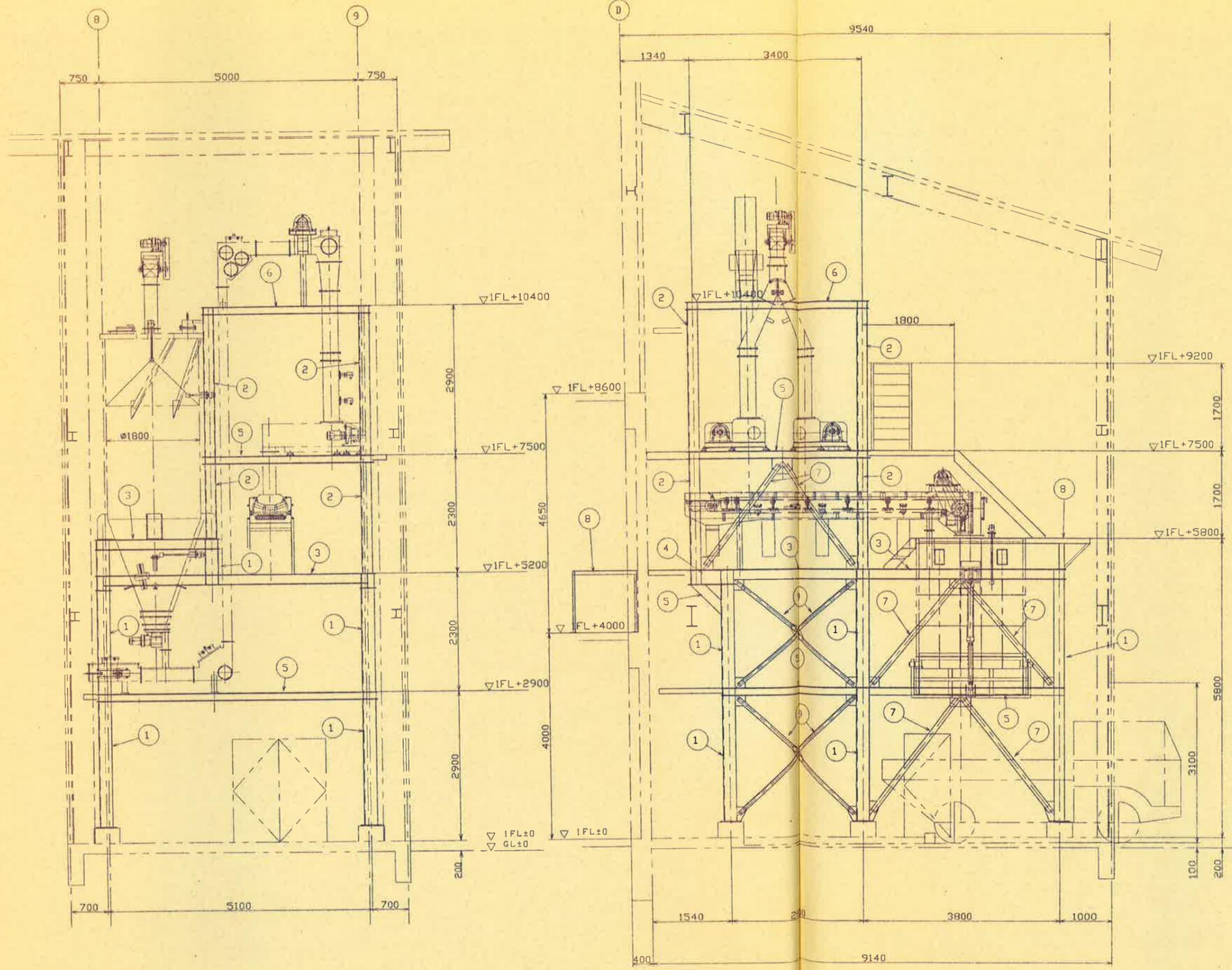
C-C 断面

図番 NO	部品名 NOMENCLATURE	材質 MATERIAL	数量 QTY	単位 UNIT	備考 REMARKS
1	三角港 TRIGON				
縮尺 SCALE	1/100				
承認 APPROVED					
検査 CHECKED					
検査 CHECKED					
製図 DRAWN	石本				
納入先 USER		三戸地区塵芥処理事務組合 殿			
名称 TITLE		塵芥処理施設建設工事(粗大ごみ処理施設) 機械配置 (7/7) 断面図 3 / 3			
工事番号 JOB NO		図番 DWG NO			
		MS 007 Z			
製図 DRAWN		UNITIKA ユニチカ株式会社 UNITIKA LTD.			





日付	平成 13年 12月	日	宛先	三戸地区塵芥処理事務組合 殿
承認	照査	設計	製図	図名
小林	福野	小野	小野	プラントフローシート
尺度	NON		株式会社 川崎技研	
			図番	01410-M3010 A

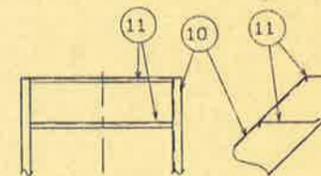
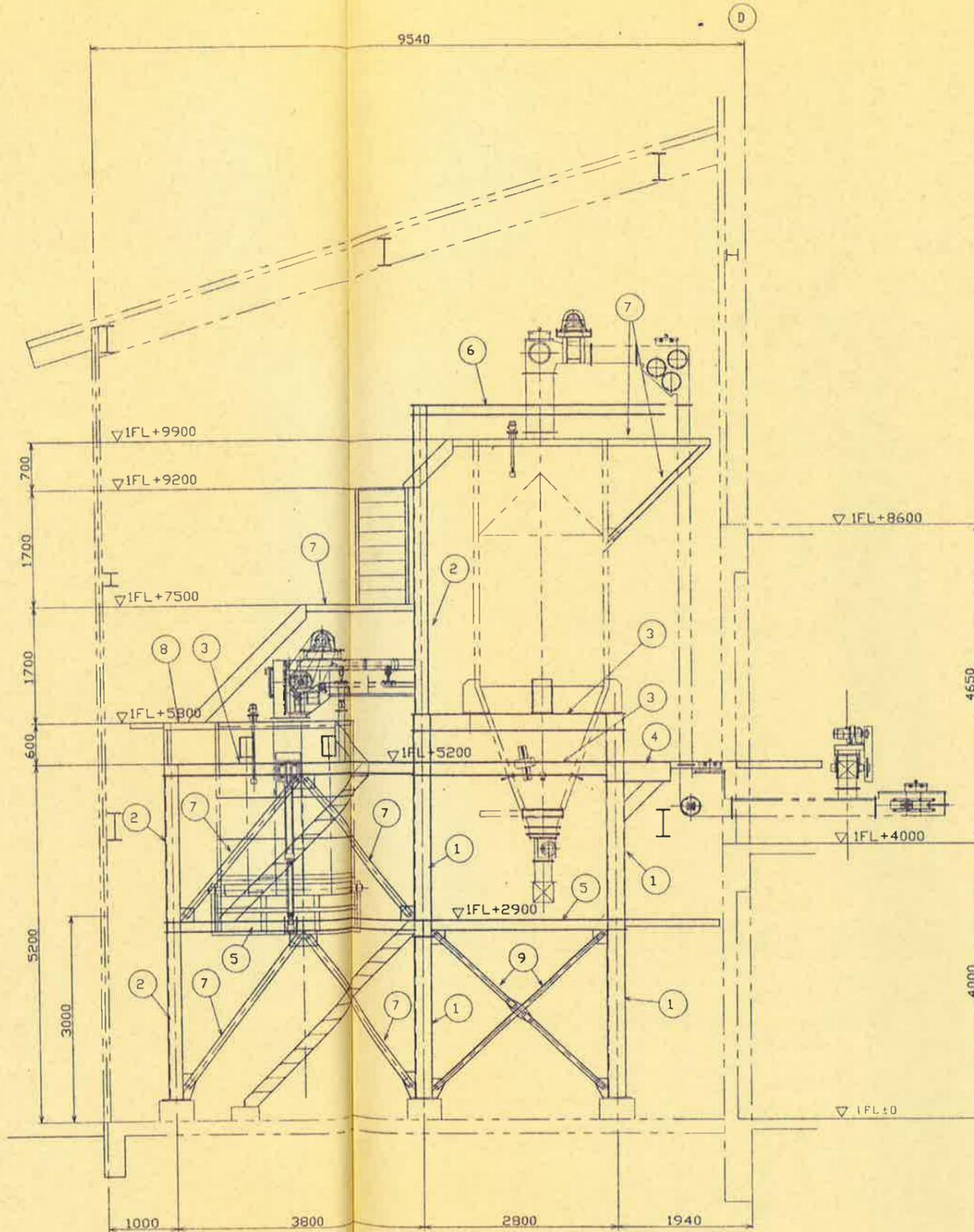
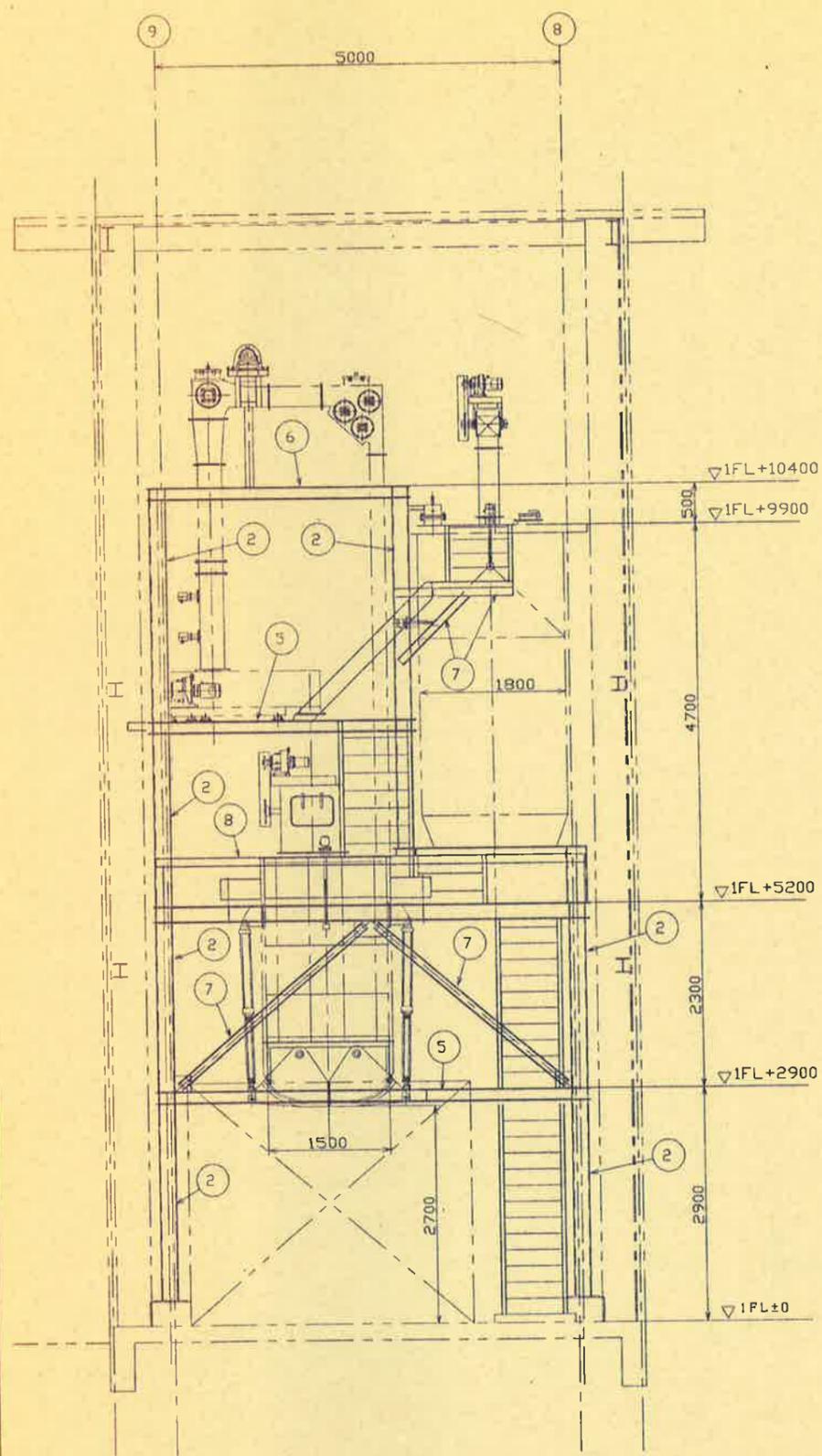


9	L75X75X9	SS400			
8	[75X40X5	SS400			
7	[100X50X5	SS400			
6	H148X100X6X9	SS400			
5	H150X150X7X10	SS400			
4	H294X200X8X12	SS400			
3	H200X200X8X12	SS400			
2	□200X200X9	SS400			
1	□250X250X9	SS400			

品名	架台	数量			
日付	昭和14年2月14日	製	三戸地区農芥処理事務組合 殿		
会社	川崎技研	製	架台単体図(1/2)		
縮尺	1/40	製	株式会社 川崎技研		
図番	T-0395-12A-101	製			

塗装仕様	内面	一般錆止め2回塗り 40μm
	外面	一般錆止め2回塗り 40μm
		仕上げ塗膜2回塗り 30μm

5



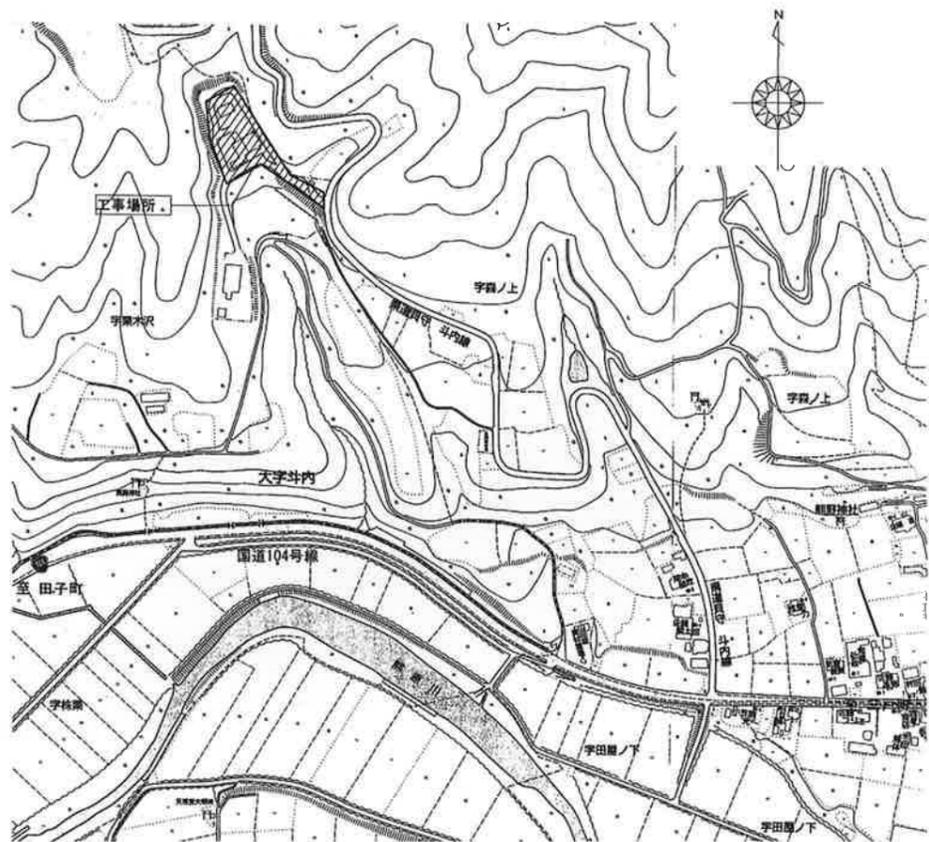
階段材料図

塗装仕様	内面	一般錆び止め2回塗り 40 $\mu$ m
	外面	一般錆び止め2回塗り 40 $\mu$ m
		仕上げ塗装2回塗り 30 $\mu$ m

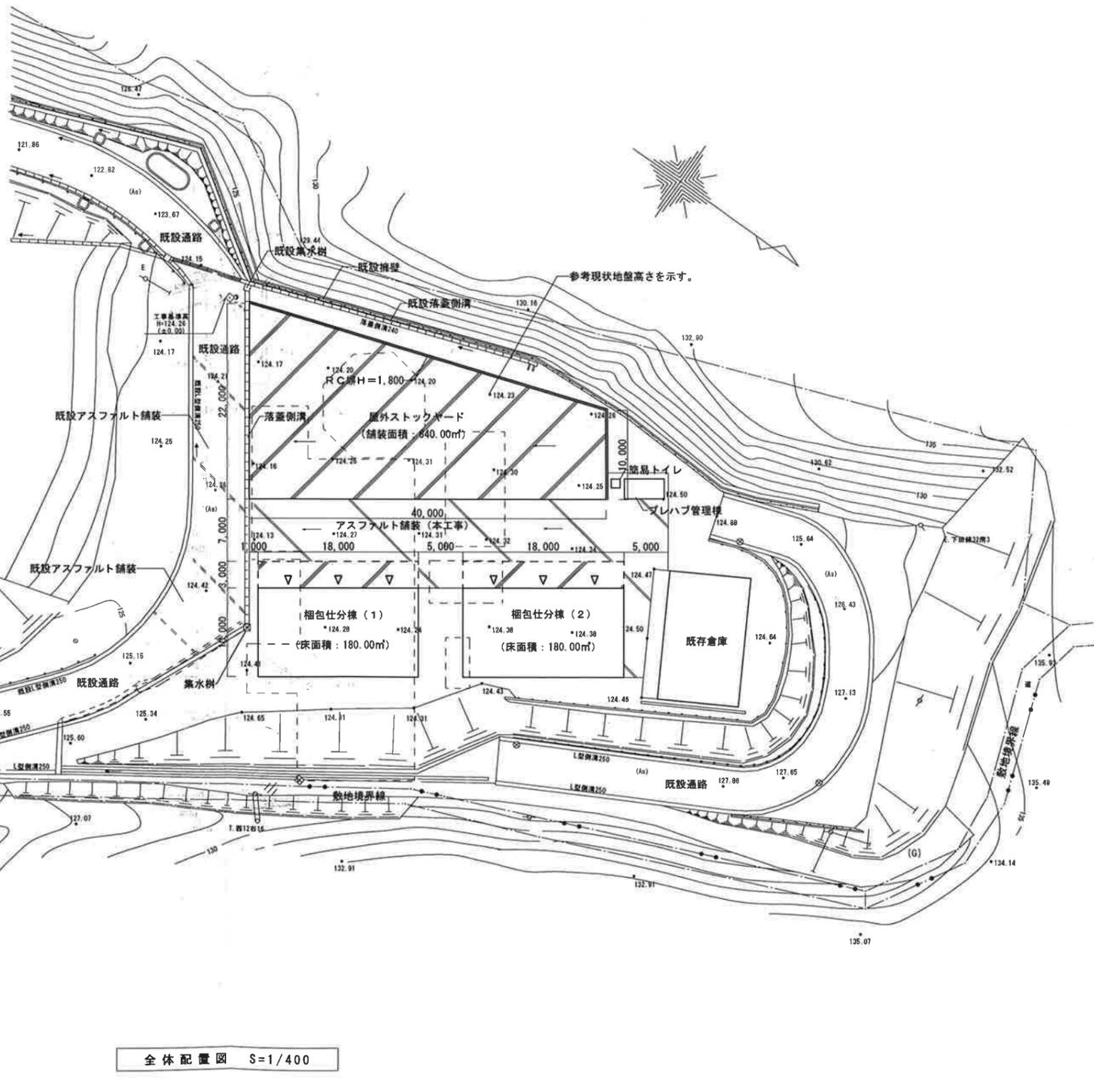
品番	名称	材質	数量	単位
11	CHP3.2	SS400		
10	■[200X50X4.5	SS400		
9	L75X75X9	SS400		
8	[75X40X5	SS400		
7	[100X50X5	SS400		
6	H148X100X6X9	SS400		
5	H150X150X7X10	SS400		
4	H294X200X8X12	SS400		
3	H200X200X8X12	SS400		
2	□200X200X9	SS400		
1	□250X250X9	SS400		

日付	平成14年2月14日	製	三戸地区廃芥処理事務所 殿
図名	架台単体図(2/2)	縮尺	
図番	1/40	製	株式会社 川崎技研
製	T-0395-12B-101		



案内図



全体配置図 S=1/400

株式会社 定設計 一級建築士事務所  
 SADA ARCHITECT DESIGN & ENGINEERING  
 青森県知事登録A1第765号  
 一級建築士登録第213170号  
 代表取締役 定 喜久彦  
 TEL 0179(22)2251 FAX 0179(22)2265

青森県知事登録A1第765号  
 一級建築士登録第213170号  
 代表取締役 定 喜久彦

承認	設計	担当	No.
			設計年月日 23. 3.

工事名	ストックヤード新築工事
図面名称	案内図・全体配置図

図面番号	A-5
縮尺	1/400